

# 第四十三回 参議院農林水産委員会会議録第二十三号

昭和三十八年三月二十六日(火曜日)  
午前十時五十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 櫻井 志郎君  
理事 仲原 善一君  
渡辺 勘吉君  
北條 鶴八君  
森 八三一君

委員

井川 伊平君  
植垣 弥一郎君  
梶原 茂嘉君  
木島 義夫君  
野知 浩之君  
中野 文門君  
温水 三郎君  
藤野 繁雄君  
堀木 宜実君  
山崎 斎君  
北村 嶋君  
安田 敏雄君

農林大臣 農林政務次官 大谷 簡雄君  
農林大臣官房長 林田 慎紀夫君  
農林省農林經濟局長 松岡 亮君  
農林省農政局長 齋藤 誠君

事務局側 常任委員 会専門員 安達城敏男君

法制局長 今枝 常男君  
説明員 農林省農林経済局金融課長 立川 基君  
農林省畜産局參事官 桜井 徳太郎君  
水產庁漁政部長 和田 正明君  
農林省農地局管理部長 丹羽 雅次郎君

○本日の会議に付した案件  
○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○農林水産政策に関する調査  
(畜産物価格に関する件)

○委員長(櫻井志郎君) ただいまから委員会を開きます。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案及び農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案を一括議題といいます。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○安田敏雄君 この法案を見ますと、

今度は「第四条第一項中「千二億七百万円」を「千二百一十二億七百万円」に改める。」という、こういう項があ

ります。

この法案を見ますと、

今後農林漁業の構造改善を年次の間

計画をもつて推進めんとするなら

ば、資金量はますます増加してくる、

こういうことが予想せられるわけです。したがいますというと、この法案

は、その資金量を毎年増加するために

一々この法案の改正を毎国会提出しな

ければならない、こういうような問題

が出てくるわけです。これについてど

ういう考え方を持つておりますか。局

長ひとつ答弁願いたいと思います。

○政府委員(松岡亮君) 確かに従来か

ら毎国会ことに政府の出資を改正いた

しまして、そのつど増加するという措

置をとつて参ったわけでございます。

これは何分にも出資が非常に大きな額

に上りますので、一度に出資して、

ちょうど株式会社の払込資本金のよう

になかなか参らないということでござ

りますが、今後ますますこの出資額を

大きくしなければならぬという面があ

りまするのと同時に、従来すでに千二

百億から出資して参ったわけであります。

ですが、それをすでに貸付に運用いたし

まして、漸次回収されるものがふえて

参り、農林公庫の資金は十年くらいの

回転をいたしておりますけれども、農

林公庫になりましてからもすでに十年

たっております。特別会計時代を加え

ますと十数年になつております。回収

されるものが非常にふえて参つております。

それらもござりますので、今後

わざでございますが、これに適応いたしま

します。

○安田敏雄君 この法案を見ますと、

農林漁業金融公庫法の一部を改正す

る法律案及び農業近代化資金助成法の

一部を改正する法律案を一括議題とい

ります。

○委員長(櫻井志郎君) ただいまから

委員会を開きます。

農林漁業金融公庫法の一部を改正す

る法律案及び農業近代化資金助成法の

一部を改正する法律案を一括議題とい

ります。

○安田敏雄君 この法案を見ますと、

農林漁業金融公庫法の一部を改正す

る法律案及び農業近代化資金助成法の

一部を改正する法律案を一括議題とい

ります。

○政府委員(松岡亮君) ただいま一千億、仮定

飛躍的に資金量が増加していく、こう

いう面を見ますと、何かほかに、一々

出でてくるわけです。これについてど

ういう考え方を持つておりますか。局

長ひとつ答弁願いたいと思います。

○政府委員(松岡亮君) 確かに従来か

ら毎国会とに政府の出資を改正いた

しまして、そのつど増加するという措

置をとつて参ったわけでございます。

これは何分にも出資が非常に大きな額

に上りますので、一度に出資して、

ちょうど株式会社の払込資本金のよう

になかなか参らないということでござ

りますが、今後ますますこの出資額を

大きくなればならぬという面があ

りまするのと同時に、従来すでに千二

百億から出資して参ったわけであります。

ですが、それをすでに貸付に運用いたし

まして、漸次回収されるものがふえて

参り、農林公庫の資金は十年くらいの

回転をいたしておりますけれども、農

林公庫になりましてからもすでに十年

たっております。特別会計時代を加え

ますと十数年になつております。回収

されるものが非常にふえて参つております。

それらもござりますので、今後

わざでございますが、これに適応いたしま

しします。

○安田敏雄君 ただいま一千億、仮定

飛躍的に資金量が増加していく、こう

いう面を見ますと、何かほかに、一々

出でてくるわけです。これについてど

ういう考え方を持つておりますか。局

長ひとつ答弁願いたいと思います。

○政府委員(松岡亮君) 確かに従来か

ら毎国会とに政府の出資を改正いた

しまして、そのつど増加するという措

置をとつて参ったわけでございます。

これは何分にも出資が非常に大きな額

に上りますので、一度に出資して、

ちょうど株式会社の払込資本金のよう

になかなか参らないということでござ

りますが、今後ますますこの出資額を

大きくなればならぬという面があ

りまするのと同時に、従来すでに千二

百億から出資して参ったわけであります。

ですが、それをすでに貸付に運用いたし

まして、漸次回収されるものがふえて

参り、農林公庫の資金は十年くらいの

回転をいたしておりますけれども、農

林公庫になりましてからもすでに十年

たっております。特別会計時代を加え

ますと十数年になつております。回収

されるものが非常にふえて参つております。

それらもござりますので、今後

わざでございますが、これに適応いたしま

しします。

○安田敏雄君 ただいま一千億、仮定

飛躍的に資金量が増加していく、こう

いう面を見ますと、何かほかに、一々

出でてくるわけです。これについてど

ういう考え方を持つおりますか。局

長ひとつ答弁願いたいと思います。

○政府委員(松岡亮君) 確かに従来か

ら毎国会とに政府の出資を改正いた

しまして、そのつど増加するという措

置をとつて参ったわけでございます。

これは何分にも出資が非常に大きな額

に上りますので、一度に出資して、

ちょうど株式会社の払込資本金のよう

になかなか参らないということでござ

りますが、今後ますますこの出資額を

大きくなればならぬという面があ

りまするのと同時に、従来すでに千二

百億から出資して参ったわけであります。

ですが、それをすでに貸付に運用いたし

まして、漸次回収されるものがふえて

参り、農林公庫の資金は十年くらいの

回転をいたしておりますけれども、農

林公庫になりましてからもすでに十年

たております。特別会計時代を加え

ますと十数年になつております。回収

されるものが非常にふえて参つております。

それらもござりますので、今後

わざでございますが、これに適応いたしま

しします。

○安田敏雄君 ただいま一千億、仮定

飛躍的に資金量が増加していく、こう

いう面を見ますと、何かほかに、一々

出でてくるわけです。これについてど

ういう考え方を持つおりますか。局

長ひとつ答弁願いたいと思います。

○政府委員(松岡亮君) 確かに従来か

ら毎国会とに政府の出資を改正いた

しまして、そのつど増加するという措

置をとつて参ったわけでございます。

これは何分にも出資が非常に大きな額

に上りますので、一度に出資して、

ちょうど株式会社の払込資本金のよう

になかなか参らないということでござ

りますが、今後ますますこの出資額を

大きくなればならぬという面があ

りまするのと同時に、従来すでに千二

百億から出資して参ったわけであります。

ですが、それをすでに貸付に運用いたし

まして、漸次回収されるものがふえて

参り、農林公庫の資金は十年くらいの

回転をいたしておりますけれども、農

林公庫になりましてからもすでに十年

たております。特別会計時代を加え

ますと十数年になつております。回収

されるものが非常にふえて参つております。

それらもござりますので、今後

わざでございますが、これに適応いたしま

しします。

○安田敏雄君 ただいま一千億、仮定

飛躍的に資金量が増加していく、こう

いう面を見ますと、何かほかに、一々

出でてくるわけです。これについてど

ういう考え方を持つおりますか。局

長ひとつ答弁願いたいと思います。

○政府委員(松岡亮君) 確かに従来か

ら毎国会とに政府の出資を改正いた

しまして、そのつど増加するという措

置をとつて参ったわけでございます。

これは何分にも出資が非常に大きな額

に上りますので、一度に出資して、

ちょうど株式会社の払込資本金のよう

になかなか参らないということでござ

りますが、今後ますますこの出資額を

大きくなればならぬという面があ

りまするのと同時に、従来すでに千二

百億から出資して参ったわけであります。

ですが、それをすでに貸付に運用いたし

まして、漸次回収されるものがふえて

参り、農林公庫の資金は十年くらいの

回転をいたしておりますけれども、農

林公庫になりましてからもすでに十年

たております。特別会計時代を加え

ますと十数年になつております。回収

されるものが非常にふえて参つております。

それらもござりますので、今後

わざでございますが、これに適応いたしま

しします。

○安田敏雄君 ただいま一千億、仮定

飛躍的に資金量が増加していく、こう

いう面を見ますと、何かほかに、一々

出でてくるわけです。これについてど

ういう考え方を持つおりますか。局

長ひとつ答弁願いたいと思います。

○政府委員(松岡亮君) 確かに従来か

ら毎国会とに政府の出資を改正いた

しまして、そのつど増加するという措

置をとつて参ったわけでございます。

これは何分にも出資が非常に大きな額

に上りますので、一度に出資して、

ちょうど株式会社の払込資本金のよう

になかなか参らないということでござ

りますが、今後ますますこの出資額を

大きくなればならぬという面があ

りまするのと同時に、従来すでに千二

百億から出資して参ったわけであります。

ですが、それをすでに貸付に運用いたし

まして、漸次回収されるものがふえて

参り、農林公庫の資金は十年くらいの

ますと、御指摘のような点があつたわけでございます。ただ、基本法の規定にもございますように、構造改善といふものにつきましては、まあ広義に解釈する場合と、狭義に考える場合といふ面があるようと思われるでござります。で、基本法が、一般的に農業構造の改善といつております場合に、たとえば自立経営の育成でありますとか、あるいは相続に関する規定とか、いろいろな面が出て参りますが、同時に、農業改善事業というものを基本法ではまた定めております。それに對して、総合的な助成をするという規定があるわけでございますが、これに該当するものとして、具体的に現在やつておる農業構造改善事業が最近に問題になつております。予算面だけの措置でやつております構造改善事業でございますが、その広い意味における構造改善というものにつきましては、いろいろな施策が土地改良も入りましようし、近代化資金によりますいろいろな投資への助成といふものも含まれて参るかと思います。狭義のものにつきましては、いわゆる農業構造改善事業につきましては、確かに近代化資金での補助残の融資、融資単独事業について近代化資金助成法による資金の融通をすることになつておりますが、この面につきましては、さらに計画性を増すのと、強力にこれを推進するという意味で、財政資金により長期により低利に貸し付けていくということが望ましい。また一般の要望でもござりますので、この部分、つまり最も狭義の構造改善事業につきましてだけ財政資金に移した、こういうふうに御理解いただいてはどうかと思うのでござります。

○安田敏雄君 そこで、私は、今度ばかりに金融関係についての法案がたくさんでありますね。これを見まして、とにかく農林漁業は他産業に比べて立ちおくれが非常にあるということは、過去におけるこれらの産業に対する国家投資が少なかつたんだ、資本の投下が少なかつたんだという意味に、一つの大きな原因があるわけですよ。これは一般的にも指摘されてゐるところでございますが、そういう意味で、立派な公庫の面でもあるといふふうなものが非常に手続が繁雑であるという問題、それからその他まあいろいろありまして、きわめて複雑多岐であるということが一つの原因になつておるかと思うのです。したがつて、こういう制度金融に対する整理統合というような問題がどうしても局長の一つ考え方を明らかにしてもらいたいと思います。

○政府委員(松岡亮君) まことにごもっともな質問でございまして、特に今回農林公庫のほうに新しい制度を設けることによりまして、一面において制度が一そう複雑化するといふべきであることは、私どもいなめないと思うのであります。衆議院におかれましてもその点を指摘されておりました。参議院におきましてもしばしば御指摘になられておりますので、少なくとも簡素化の方向で、金利体系にいたしましても、事務の手続にいたしましても簡素化するという方向で、この改正法律が施行されて後におきまして、省内に研究会あるいは連絡会とい

うようなものでも設けてもらいまして、直ちに研究に着手したい、かよう考えておる次第でございます。

○安田敏雄君 実は、今度のあの構造改善事業の問題一つ考えましても、近代化資金でも借りられる面があるのですか、場所はどこになるのですか。運用部資金になるのか。

○安田敏雄君 運用部資金、全部。

○政府委員(松岡亮君) 資金運用部資金でございます。

○政府委員(松岡亮君) 六分五厘でございます。

○安田敏雄君 私の調べでは、昭和三十一年度までに借入金は千二百三十二億七百万円ばかりになつてゐるわけですがね。三十七年度になつて累計どのくらいになつてゐるのであります。

○政府委員(松岡亮君) 三十七年度末の残高の見込みでございますが、差し引いて借り入れ残高が千七百十三億四千三百万円でございます。

○安田敏雄君 この借入金が、これは年々増加しているわけですね。そうすると、先にいきますと非常に多くなるわけです。この処理でんまつはどういうふうに考へておられるわけですか。

○政府委員(松岡亮君) これは借入金でございますから、資金運用部へ償還されると、それを今度は農業協同組合とか農業者とかに貸し付けていくわけですか。ですが、資金運用部から借り入れて、それを今度は農業協同組合とか農業者とかに貸し付けていくわけですか。ただいま簡素化について研究会を開いて何とか結論を得たい、こういうことでござりますから、一応その点については了承いたします。

○政府委員(松岡亮君) それから次にお伺いしたいのは、振興局來てないようですがね、農林漁業について制度が一そう複雑化するといふべきであることは、私どもいなめないと思うのであります。衆議院におかれましては、その点を指摘されておりました。参議院におきましてもしばしば御指摘になられておりますので、少しも簡素化の方向で、金利体系にいたしましても簡素化するという方向で、この累積の額を低めていくというには、政府出資を大幅に飛躍的にたくさんにしなければならないですよ。むろん、農林漁業金融公庫の金が低利で長期だと

中で借入金が三百六十六億円でござりますから、パーセンテージで申し上げますと、新しく調達される資金のうちの六〇%弱ぐらいが借入金でござります。

○安田敏雄君 その借り入れの、何で借り入れるといふことになりますと、公庫の利息がふえるということになるわけですか。だから、借り入れるといふことになりますと、利息が高くなるわけですね。そうすると、これは。ですから、そういうようになります。ただ、そこには、たとえば、借入金が累増していく、それを結局政府の予算借入で、財政投融資で将来期のほうにどうしても飛びつきたがる。しかし、県の指導その他によりますと、公庫のほうじや借りられないかなら近代化資金で借りなさい、こういうような問題も出てくるかと思うのです。

○安田敏雄君 運用部資金でござります。

○政府委員(松岡亮君) 利息はどうのくらいですか。

○政府委員(松岡亮君) それは償還の金でございます。

○政府委員(松岡亮君) そうですね。

○安田敏雄君 利息はどうのくらいで金でございます。

○政府委員(松岡亮君) 六分五厘でございます。

○政府委員(松岡亮君) 三十七年度末の残高の見込みでございますが、差し引いて借り入れ残高が千七百十三億四千三百万円でございます。

○安田敏雄君 この借入金が、これは年々増加しているわけですね。そうすると、先にいきますと非常に多くなるわけですね。三十一年度になつて累計どのくらいになつてゐるのであります。

○政府委員(松岡亮君) これは借入金でございますから、資金運用部へ償還されると、それを今度は農業協同組合とか農業者とかに貸し付けていくわけですか。ただいま簡素化について研究会を開いて何とか結論を得たい、こういうことでござりますから、一応その点については了承いたします。

○政府委員(松岡亮君) それから次にお伺いしたいのは、振興局來てないようですがね、農林漁業について制度が一そう複雑化するといふべきであることは、私どもいなめないと思うのであります。衆議院におかれましては、その点を指摘されておりました。参議院におきましてもしばしば御指摘になられておりますので、少しも簡素化の方向で、金利体系にいたしましても簡素化するという方向で、この累積の額を低めていくというには、政府出資を大幅に飛躍的にたくさんにしなければならないですよ。むろん、農林漁業金融公庫の金が低利で長期だと

いうところに魅力があるわけです。したがつて、その他の会計のほうから借りていけば、これは勢いどうしても借入金が累増していくということになる。したがつて、これは公庫としては健全な運営じゃないと思うのです。しかばその健全な運営化するために、さつきも言うように、農林漁業金融が非常に立ちおくれているわけで、その大きな原因としては、国家資本の投下が過去の時代においてきわめて少なかつたということになれば、これはむしろ借入金というような方法じゃなくて、これはもう大幅に政府の投資をしなければならんという、こういう問題が出てくるわけです。ですから、私はその点をお聞きするわけではいいことじやありません。むしろ、政府の投資が多くていいのだ、ころ、政府の投資額とあわせてふえて参つております。たとえば三十五度における政府の出資額、これは償還を要しない金でござりますから、ふえる一方でございますが、八百七十一億円でございましたが、三十七年度の今申し上げた数字に見合う出資額は千九十三億円、非常にふえておるわけでござります。さらに今回新制度を設けるにつきましては、従来のような出資と借入金の割合では、低利にすることができませんので、三十八年度におきましては三十七年度に対しまして大幅に出资を増加しております。借入金はその割りにはふえない、こういう形をとつ

ておるわけでござります。具体的に数字で申し上げますと、三十八年度の政府出資額は二百二十億円、前年度の出資額が百三十三億円でござりますから、その伸びは六五・四%、六割五分増加しております。逆に借入金のほうは、三十八年度が三百六十六億円でございまして、前年度が三百二十三億円でございますから、一三%しか増加しないでござります。つまり出資の増加は借入金の増加の五倍の増加になつております。

○安田敏雄君 そういう構成でございます。

○安田敏雄君 そんな、公庫から見た所、しかしことしあえたのは、もう構造改善事業を推進するため非常に農林漁業の事業量がふえているしたがつて金が要るわけです。ですから、今まで度はことし構造改善事業を新しくこちらで、公庫を取り扱わないといかなあたのおつやるとおり政府資金があつたからいい。ところが事業量があつておるんだから、政府の出資があつたとしても、それは少ないということなんです。私に言わせれば、もっとむろ借入金を減らして政府出資を多くすべきだ。しかも政府から出資するお金は、これは借入金であつても、これは政府から借りるやつは無利子なんですよ、予算措置でないほかの借入金は。

○安田敏雄君 だから、そういうふうに農村を見てやるといふならば、当然農村だって税金納めている。農村、中小企業の税金のはうがはるかに大産業なんかの税金よりも、個人々々では少なくたつて、頭数では多いのだから、これは額にしては大きいわけですよ。そういうような、むしろ政府出資のお金をふやして、それであらうと思うのです。そこで、今の公庫の借入金はどこから借りるかといふと、資金運用部資金から借りているでしょう。これは年六分ですね、それから産業投資特別会計から借りていますね。これは年五分五厘、その他の簡易生命保険及び郵便年金特別会計から借り入れは現在やつておりませんで

も、農林漁業金融公庫として、農村の

ためにほんとうに金融の道を開いてい

ます。

○政府委員(松岡亮君) 産投会計から借り入れは、二十七年度に一回だけ三十億円借りているわけです。

○安田敏雄君 そうすると今、資金運用部資金とそれから郵便年金特別会計の借り入れは、二十七年度に一回だけ三十億円借りているわけです。

○政府委員(松岡亮君) 簡易生命保険及び郵便年金特別会計から借り入れは、ただいま局長の説明のとおり了承しますが、その資金運用部及び簡易生命保険から借りてるお金はいずれも六分五厘ですよね。ですから、こういうお金を使つていくことよりも、政府の出資をもつと大幅にしなければいかぬというわけです。特に農業基本法が制定されて、構造改善事業を推進するにによって、農林漁業金融公庫の台所をまかなくていくことでなければならぬわけです。これじや、片方はなるべく多く借りてやつておきたいから、それを得ないかも知れないので

ます。

○政府委員(松岡亮君) 政府出資は、とにかく從来に比較いたしますと、大幅に増額いたしております。今申し上げましたように前年度は百三十三億円でござりますが、来年度は二百二十億円でござります。今お話を伺つておりますと申しますと、ちょっと申し上げておかなければなりませんのは、産投会計からの

ことになると、六分五厘で借りて、

三分五厘で貸すということになると、やはり政府の無利子は除いて、勢いそうに、これは公庫は赤字があえてくださいますが、それはもうけなくていいんです。あえて利益を得る必要はない。しかし赤字であってはならないというところの原則的なものはあるわけですよ。えて利益を得る必要はない。これは国民の税金でもってまかなうという仕事は、私は政府機関の仕事というものは、よく言うわけですがね、それはもうけなくていいんです。おそらくことし構造改善に関する仕事を公庫で拡充して扱うといふことです。大幅に増額いたします。

○安田敏雄君 来年度は大体見込としては、おそらくことし構造改善の翌年、ずっと十年先を見通しているのです。しかば資金量の問題等については、ことしの予算折衝のときから、来年度はさらに増額するのだ、それと、こうへ交渉してきているわけですか。

○政府委員(松岡亮君) 再来年度はさらに来年度より増額しなければならぬ、その次の年はさらにまたふえるであります。どうぞ局長、どうぞ、局長自体とすれば、借入金がふえていくという傾向はよろしくないといふ、しかばそれは穴埋めするには、もつと農林漁業に対して、特に構造改善をうたっている今日の中へおきましては、政府の予算措置なり、あるいはその無利子の出資というものをもつとたくさんにふやさなければならぬ、こういうふうに思ひます。お考への方を聞きたいたいと思います。

○政府委員(松岡亮君) お話をとおりでございまして、政府の出資は大幅に増額して参る必要があるわけであります。それで特に三十八年度から五年五厘というような長期低利の資金を貸し付けますので、来年度におきましては、やはり農業に対するあるいは農林業その他の、漁業にまで対して、おくれた産業に対する政府の投資というものは、構造改善事業をやるのだという、そういうその旗上げはしても、財政的な裏づけといふものがきわめて少ない、こういうことが言えると、思ひて聞いたわけでございます。だから局長、どうぞ、局長自体とすれば、借入金がふえていくといふ、しかばそれは穴埋めするには、もつと農林漁業に対して、特に構造改善をうたっている今日の中へおきましては、政府の予算措置なり、あるいはその無利子の出資というものをもつとたくさんにふやさなければならぬ、こういうふうに思ひます。お考への方を聞きたいたいと思います。

○政府委員(松岡亮君) お話をとおりでございまして、政府の出資は大幅に増額して参る必要があるわけでござりますが、ほんの土地改良であります。それで、まあ、この点はこのくらいにしておきます。

○政府委員(松岡亮君) これはどう考へますか、むろん事業量が根本で、事業量そのものがふえて参りますと、政府出資の伸びの割合が借入金の伸びよりも大きくなり、今現在そういう形をとつておりますが、借入金の伸びが大きくなるで、借入金が減少するか

いうはつきりした明確な計画というものは、構造改善事業のようなものは立つわけでござりますが、その他の資金がござります。漁船は幾らになるといふことは、なかなか一時的にきめることはむずかしいわけでござります。で、年々増額しなければならぬと度を設けました関係から、来年度から一そその努力をしなければならぬということは、もちろん私ども十分覚悟の上でやつておるわけでございます。

○安田敏雄君 そうしますと、来年度以降というのは、飛躍的にという言葉を使つてはどうかと思ひますけれども、政府出資及び無利子の政府借入金といふものは飛躍的にふえていく見通しである。こういうふうに理解していいですか。

○政府委員(松岡亮君) 従来とはよほど大きくふやしていかなければならぬと考えております。

○安田敏雄君 そういう運営でいきますと、結局借入金といふものは、今度は政府の農業投資がふえていくことによって借入金といふものはあるときにきますと、ある年次に下降のカーブをとつていくのだ、こういうことも通ずるわけですね。

○政府委員(松岡亮君) これはどう考へますか、むろん事業量が根本で、事業量そのものがふえて参りますと、政府出資の伸びの割合が借入金の伸びよりも大きくなり、今現在そういう形をとつておりますが、借入金の伸びが大きくなるで、借入金が減少するか

どうかという問題は、事業量があまり伸びなければ、また、回収金の回収が急ピッチにふえて参りますと、今度は借入金がそんなに要らないということがございます。

○安田敏雄君 地方銀行大体五十ばかり指定してあるようですが、あと公營企業の金融公庫だけですかね。やはりその信用金庫もこれは相当最近は堅実な動きをしておる。で、農村方面におきましては、かなり地方におきましては地方銀行と同等地にやつていて店もあるわけですね。したがいますと、銀行のほうがどうも取り扱いの話し合いがむずかしいと思うのですよね。大体そういう意味において、ほかのほうの林業もその他のこの間の近代化資金も、林業基金も、今まで用金庫に窓口を開いておるわけですね。ですからこの受託店としてやはり取り扱い店として信用金庫も、そこへ一つのワークの中へ入れる必要もあるのではないかというふうにこの間の法案の経過から言えば考えられるわけですね。お考へを聞きたいと思います。

○政府委員(松岡亮君) 今のところ漁業協同組合の信用連合会、これを加えることを検討いたしておりますが、信用金庫につきましては、且下のところそういう考え方を持っていないのでござります。なおこれは研究を要する問題です。

○安田敏雄君 この間の近代化資金は、信用金庫へ窓口を開いておるので、今度は林業関係も窓口を開いておる。ところがそういうやはりそちらの金だって農業の構造改善に通ずるもののが入っているわけですよね、近代化資金の中には。ところが、そちらのほうは一方信用金庫で扱わせるけれども、農林漁業金融公庫に金は扱わせ

ないということは、片手落ちの氣がするのです。しかも信用金庫といふものは、何も中小企業者だけがこれは出資しているわけじやないのですよね。農業従事者も、あるいは俸給生活者も、または中小企業の人も出資しているわけです、地域的には。で、しかも信用金庫は住宅金融公庫から中小企業金融公庫あるいは商工組合の商工中金の金もこれは扱っているわけですよね。そうしたらば、やはり農林漁業金融公庫の窓口にしても私は差しつかえないと思つわけですがね。金融機関というのは、結局預貯金、出資等における信用度合いのものですから、そういう意味合いにおいてどうも少しそこまで法改正をして、幅広く今度は農業のために金融の措置を講じてやろうといふなら、そこまで広げてもよかりそうなものだ、こう思うわけですがね。

やつも、みなこれは政府資金でですね。でも信用金庫で扱っている。しかかも信用金庫というものは、そういう中小企業や俸給生活者を相手にしているだけではない。みな出資すれば、その地域に行きますと、農民の諸君もみんな出資しているわけですよね。林業者も出資している。そういう点を考えれば、別に政府の金であっても、片一方のほうは扱わして、今度はこのほうはより以上農業者について利便を、まあ近代化のためにこれを推進しようということであれば、私はこの信用金庫までもこの際入れてもいいと思うのですよ、特に同じ金融的な問題から考えれば。この間も新聞を見ますといふと、今度は二百億円以上預貯金がある信用金庫は、まあ全国で四つですかある。これは準備預金をさせなければならぬ。こういう段階までもきているわけです。したがって、やはり信用金庫はそういういろいろ金融面においてやはりこの際は入れていくべきではないかという考え方をこの法案を見て思つたわけですがね。ただ検討中でなくして、入れるべく努力するために検討中といふなら、これは話もわかるわけですが、れども、そこら辺のところどうなつておりますか。

場合と逆の関係であるかと思います。つまり信用金庫とか、そういうものが主であって、ほかのものがむしろ従になる、そういうこともござりますし、この問題はまあここで即答申し上げることもいたしかねますので、今後の研究問題にさせていただきたいと思います。

○安田敏雄君 まあ、来年もこれはおそらく法改正しなければならぬと思うのですよ。ですからこの一年間の間にそこまで拡充することのほうが私は妥当だと思います。信用金庫にそれなりに住宅金融の問題も中小企業金融も引き上げてしまえばいいのですよ。それは引き上げることはできないわけですからね。むしろそのほうへ拡充していくことのほうがこれは適切ではなかいか。こういうふうに思うわけでござりますので、そういう意味合いにおいて要望しておきます。

それから最後にお聞きしたいわけですが、今度新しく九州支店を設けるとうですが、その理由ですね。九州支店を設けるという理由。またたとえば大きな銀行なら、これは民間ですから置いておけれども、銀行を設けるときは大体数がきまつておって、それから不振の地方店はこれは減らして整理していく、そしてそうでない金融の激しいところに建てる、こういうようなことになつていてますが、公庫というものはその必要があればどんどんどんどん支店をふやしていくことになっているのですか。

○政府委員(松岡亮君) これは主務大臣の承認を要するのでござります。予

州に支店を設けるのは、従来福岡にいたり、おもに九州に置いてあります。ただ、この公庫の取扱いは非常に重要になつてくるところ、こういう趨勢から見まして、私は常に増加しておるので、ことに直きりの関係が増加しておりますので、大体どのくらい、取扱高がどのくらい、というふうなもの、資料がありまして、ここに支店があつて、その構成職員が大体どのくらい、一応参考までに見せていただきたいとお願いいたします。

○政府委員(松岡亮君) 午後にもう届けいたしました。

○安田敏雄君 農政局にちょっとお聞かせします。これは経済局でもいいかも知れないが、農地を担保にするだけですな。そうしますと、大体農地で評価、それから担保の定める基準というものはあります。これが戦前勘定などを十分に発揮できませんので、大体般に行なわれております農地担保の評価の例は、時価の五割から六割くらいでございます。これではせつかくの財産の担保を十分に発揮できませんので、大体

○政府委員(松岡亮君) 現在農林公庫が自農農創設維持資金等を貸し付けております場合の評価額は、農地の時価の大体一割から二割くらいでござります。これではせつかくの財産の担保を十分に発揮できませんので、大体

ですか、構造改善推進事業資金よりもずっと多い。これを実際、農地から他の工業用地か住宅用地とかに転用するならば、相当高いものを買ってもいいですけれども、農業を実際やらせるという面において、このような高い価格のもので、はたして再生産が得られるかどうかという問題を考えましたときに、いたずらに金融的なワクを広げても、これはなかなか容易じゃないと思うのですね。もし、ことしそういう農地の取得、農地の移動ですね、移動をしようとするならば、この金を、これだけの大ワクを用意したといふなれば、はたしてどのくらいの面積の移動が可能であるという見通しの上に立つて計画したかということが問題になるのじやないかと思うのです。その点についておわかりですか。

○政府委員(松岡亮君) 数字につきま

しては別に申し上げますが、考え方といたしましては、現在は御承知のこと

おりませんので、全く自由でございま

すので、時価が相当高値であることは

傾向といたしましては、都市近傍にお

きましてはともかく、純農村地帯にお

いては、農地価格もどうやら停滞み

になつておるのでございますが、これ

は一面におきまして農業就業人口が減

る傾向と非常に相関関係が高いと思う

わけであります、同時に、土地の売

買事例も、それと相関関係を持つてふ

えてきておる、こういう状況でござい

ますので、現在御指摘のように、あま

り土地取得資金を大幅に出し過ぎます

と、あるいは農地価格に悪影響がある

ことも考えられます、来年度のワク

につきましては、従来からとつてあります。小作地については約千三百町歩まつたような方式で、売買事例の増加する傾向、そういうものと相関関係にいるふうに考えておるわけあります。

大体農地の——移動権利の移動が、ど

のくらい行なわれたか。そのうちで政

府資金に依存するものがどのくらいあ

るだろうか。従来の経験値を使いまし

て出しておるのでござります。したが

いまして、相当増額いたしております

けれども、それが農地価格に悪影響を

及ぼすということは、そのファクター

だけでは起り得ないと、かように考

えておるのでございます。

○安田敏雄君 農地取得に対する融資

ワクはどのくらいですか。百五十億で

すか。

○政府委員(松岡亮君) さようまでござ

ります。

○安田敏雄君 農地取得に対する融資

ワクはどのくらいですか。百五十億で

すか。

○説明員(檜垣徳太郎君) お話のよう

に、大体、私どもとしましては、この

百五十億の農地取得資金のワクにつき

まして、必ずしも厳密な意味の積算に

よって予算の編成がなされておるとい

う御説明を申しかねるのですがございま

すが、大体の見通しとしましては、現に

自作地である者の移動の面積と、移動

傾向と非常に相関関係が高いと思う

わけであります、同時に、土地の売

買事例も、それと相関関係を持つてふ

えておりまして、したがいまして、

これを反当の時価で換算すれば、ほほ

その面積が出来るわけでございますが、

として約十六億円程度ということを考

えておりますので、したがいまして、

それを小作地の取得のための資金量

を借り受けて農地を買って、またそれ

ます。小作地については約千三百町歩前後の面積についての手当ができるものになるのだから、買ってしまえば、のとうふうに考えておるわけあります。

○安田敏雄君 今も、小作の問題が出たわけですが、今の小作料は、統制の小作料値段でいきますというと、十

アール当たり千五百円くらいですね。こういうようなことでは非常にこれは安いわけなんで、こういう面からいきますと、なかなか小作地は、借りてい

た人は得だから手放すなんということはしない。そこをほとんど草ぼうぼうにしておいたって、極端に言えば手放す人はいないわけですね。またさつき

言つよう的な自作地にしても、水田がとにかく二十万円前後しているときに、は、これも農用地に転用するんだといつて買つても、農作をやつたんじゃ

これは引き合いませんよ。そういうよ

うな、いろいろな問題を考慮しますと

いうと、特にこの農地法が改正せられ

て、それから信託事業をやるについて

て、これは総合農協でなければ扱えな

いのですから、総合農協はまだ、目下

みんな整備中なんです。定款をこれは

変更していくかなければならぬという問

題で、いつ開店するのだかわからな

い、こういう情勢にあるときに、やは

り相当この点については、何か慎重な

かまえをしていかなければならぬので

が、どうも私は、この農地の取得だ

すが、どうも私は、この農地の取得だ

方法はどうかといいますと、これは共同の責任で共同経営という立場に立つて、これを行政的に相当指導してやるという手厚い保護を見てやるという立場でなければ、これはとても中貧農層には、これは農地の取得なんて、これはとても及びもつかないことです。ですから、そういう意味において、やはりそういう点について、一体今後の農政の指導をどうしていくか、そういう中で金融の裏づけというものを考えていくという形でないと、これはもうおそらく、この農地の取得は、これは大農中心主義か、あるいは将来転用をたくみに考えている人たちの取得資金で終わってしまうわけです。ですから、そういう点について、私は中貧農層を中心に戸地を取得させるというならば、これはもっと低利でもいいんですけども、もつと低利で、そしてそれはしかも共同の責任で生産地形成をするならば、あるいはその他の共同的な仕事をしていくという面の中で、これを重視的に考えていくという農地の取得資金というと、みんな実際のこというべきだ、こういうふうに思うわけです。現実に、われわれいなかに行きますというと、みんな実際のこというと、農業をやるのだということをみんな土地を取得しております。しかし、二、三年たまますというと、これは農業委員会をみんな悪く言うわけじやないけれども、ちょっとおつかい物をして、あるいはその他の方法によつて、懇意になつて、実際は知事認可を得て、農業委員会が承認している。知事認可を得て、どんどん住宅用地なり工場用地になつておる。はなはだしのことは最近はゴルフの練習場に皆なつてお

る。そういうような現実があるのでありますよ。現実が、で、中農層や貧農層は、それをただ見てはいるだけです。最初は、やっぱ農地に使用するのだといふことでみんな入手していますよ。経過年度の中でもって、みなそれ耘用さっている。それがほとんどです。ですから、幾ら高い値段出たって、これは取得できるわけですよ。また、そこに農地価格のつり上がりが出てくるわけです。そういうようなことを考えましたときに、この取得資金というものが、そういうような方向へ、まあ将来利用をされる向きが非常に憂慮せられるので、私は先ほど、まあ共同經營の問題やら、そういうものを出して申し上げたわけです。できるだけ経過年度の中でも、どのような性格で、これは取り扱われるかということは、今後も問題ですけれども、できるだけ農用地に絶対に使うということでひとつ、その取り扱いをしてもらいたいということを希望しておきます。じゃあこの辺で。

○説明員(檜垣徳太郎君) 昭和三十七年度末までの貸付の累計額は六百四十五億三千万円でございまして、その内訳は、取得資金が百八十八億円、維持資金が四百五十七億円、うち災害資金が百八十一億七千九百万円ということになっておりまして、償還がございまして、そのので残高は五百十四億八千万円でございます。それに三十七年度の百九十五億円の貸付が現在なお貸付進行中でございます。

○渡辺勘吉君 そうすると六百四十五億というのは、三十六年度末の累計でござります。

○説明員(檜垣徳太郎君) そのとおりでございます。

○渡辺勘吉君 そうすると、三十七年度の百九十五億の維持と創設の内訳をちょっと……。

○説明員(檜垣徳太郎君) 現在まで総額用途別の割り当てを完了いたしておりますので、そのとおり消化されるものと考えられますので、そういう前提で御説明を申し上げますと、取得資金が百八十八億六千万円、一般の維持資金が三十六億円、災害のための維持資金が四十億四千万円、合計百九十五億円でございます。

○渡辺勘吉君 取得が百八億ですか。

○説明員(檜垣徳太郎君) 百十八億五千円でございます。

○渡辺勘吉君 それでは局長に伺います。ですが、この法律が三十六年の臨時国会で改正された際に、国会で附帯決議をつけておる。この附帯決議は、「政府は、昭和三十七年度より、自作農業扶

創設資金について、その貸付条件を、  
利年三分五厘、償還期間三十年以上、  
据置期間五年以内に、その限度額  
を百万円に、それ改訂するととも  
に大市に融資枠の拡大をはかるよう、  
作農維持創設資金金融通法の改正を行な  
うべきである。」こういう決議をつけ  
国会を通過しておる。このことは局  
御存じでしようね。  
○政府委員(松岡亮君) 存じてお  
ます。  
○渡辺勘吉君 わかつておつてなぜ  
ういう点を今度の金融二法に関連して  
決議を尊重する取り扱いをしなかつ  
のですか。

資金といふものをこの単独法からはずして、そうして公庫の融資の中に取り入れて、その取り入れた場合に、今の答弁では從来の融資ワク、取得の場合はこれを八十万の限度に、倍額に引き上げた。償還期限等も実態に即して從來の自創資金に合った条件、二十年以内あるいは据置期間三年以内といふものをもつと実態に即するような償還条件を考慮して取得資金を考えた。これは從来自作農を維持し、なおさらには、その拡大をはかるために創設の要素まで入れて運用されてきておるのでありますから、從来の実績を伺いますと、三十七年度累計としてはおよそ八百億の融資といふものが考えられるわけですね、今後の部長の答弁では、その中の五百億が維持資金に使われておる、八分の五が維持資金である。問題は取得資金もさることながら、維持資金というものに重点を置いて衆議院の農林水産委員会の附帯決議にも現われている。これは論議の過程で、はつきりとその問題点が浮き彫りになつておるわけですが、そうしますと、從来この自作農維持創設資金というのは大きな二本の柱で、從来の自作農主義的なものが貢かれておったわけですから、それを今度の公庫法ではその中の一本の柱を取つて、これを残つた自作農維持資金といふものに從来の自作農維持創設資金を整理をしておる、これは非常に問題があると思うのであります。この点は衆議院のこの国会の審議にも詳細に出ておりますから、私は參議院でまた同じ問題点を重複してここで質疑をかわすことを避けます。問題は残された自作農維持資金といふものは、三十六年のこの決議は全然無視されてお

い、こういうことを指摘せざるを得ない。なぜこの決議の三分五厘に利率を下げる、据置期間あるいは償還期間を実態に即してもっとと延長するというこの決議、さらに限度額は維持創設を含めて百万円であります、この維持の部分に相当する融資の実態は、非常に県当たり、あるいは郡からさらに末端の委員会等では、それを配分するのに苦慮まかりあつておる、こういう実態です。そういう実態を見つめた場合に、この維持のための資金を融資ワクの従来どおりの三十万にこれを押えつける、金利も五分に従来どおり据え置きをする、償還、据え置きその他の諸条件も従来どおりにこれを置いて、そして一方農地の取得というものに対しても、この維持資金の条件よりもかなり実態に即した条件緩和等が内容に出でる。これは非常に問題だと思うのです。私は重ねて局長に附帯決議を知っているなら、なぜその附帯決議をあまねく今回の金融二法に関連して当然自作農維持創設資金金融通法まで、これは改正するのでありますから、どうしてそういう院議を尊重しなかつたかということを、重ねて質問せざるを得ない。

れで参りました。最初のうちはほとんど維持資金ばかりに使われておつたということをございますが、この二、三年に至りまして特に基本法の制定と軌道を一にしまして創設資金のほうが増大して参りました。それに応じて融資全般にわたって金利の引き下げが望ましいのでござりますが、何と申しますても、それを一度に達成することは非常に困難でございますので、来年度におきましては、新しく考えました経常構造改善資金を中心いたしまして条件の緩和、金利の引き下げに努力してございます。これなども、相当困難なことであつたわけでございますが、かなりの程度まで金利その他のあらゆる貸付条件にわたりまして改善できたと考えておるのでござりますが、そういった関係で維持資金まで及ばなかつた点は御指摘のとおりでござりますが、まあ言わせていただけば、維持資金といいますか、自創資金は、従来におきましてもかなり他の資金に比べまして条件はいいほうでござります。そういうことも考えまして、今後も改善に努力はいたしますが、今回は三百億の新しい制度の条件緩和に集中したという点を御了承いただきたいと思うであります。

かつたが、次の国会あたりまでには、それらをはつきりと財政的にも整理をした上で、融資ワクの限度も融資の金利も、償還の条件も、取得資金と同等の整理をされると、今の局長の御答弁をそう前向きに理解してよろしゅうございます。

○政府委員(松岡亮君) 来年度におきまして、どういう点に重点を置くかとということを今直ちに申し上げることが、なかなか困難でございますが、われわれとしましては、農業金融のいろいろな面でもっともっと改善しなきやならぬ点が少なくないと考へておるのをございます。また同時に、従来のいろいろの制度金融につきまして若干の簡素化もやらなきやならぬであろうといふことも考へておりますので、それぞの資金の性格に即して、今後はやはり改善の努力を続けなければなりません、かように考へておるわけでございります。自創資金につきましても、直ちに土地取得資金と同じ性質のものでもございませんので、それらの点も十分考え合わせまして改善の努力をいたしたいと、かように考へております。

○渡辺勤吉君 この維持資金は、私からかれこれ申し上げるまでもないことでありますけれども、特に「共同相続人のうち遺産に属する農地又は採草放牧地について耕作又は養育の事業を行おうとする者に対し、その者が、他の共同相続人からその農地又は採草放牧地に係る相続分の譲渡を受けるのに必要な資金」ほか、あるいは第四号に掲げておるような、農家が病気につかたりけがをしたり、災害を受けたり、その他、省令で定めるやむを得ない理由によつて資金を必要とする農業者

で、自分の自作地なり、それを売り出すことのないようにならうことが目的で維持資金が使われておるわけですね。私は具体的に例をいつも申し上げるんであります。昨年の旱害を受けた地帶では、明らかに維持をするためにこれらの相当額の資金の投入がなければ転落を阻止することができないという危機に立たされた際に、これらの資金のワクの規制なり、従来の借り入りの実績等からして、その維持の目的を果たし得なかつた幾多の事例を私は持つておるわけです。でありますから、何といふても零細な農家であれ、あるいは大農規模の農家であれ、みずから農業に精魂を打ち込めて働いておる、今後も農業從事者たらんとしている者が、いろいろな事情で転落を余儀なくされる外的な要因を受けた際に、従来もこの融通法の第三条等が大きな制約をしておる。そこで、三十六年のこの法律改正の際にも附帯決議をあげておったはずであります。今、局长は、その他の資金あるいは金融機関の交通整理等々ともからんでというお話しでありますけれども、私は少なくとも国会のこれらの審議を尊重されならば、取得資金に八十万なり、あるいは融資の期間の延長なり金利の軽減なりということを考えた際には、他の制度金融の、用途別の資金は別といたしましても、二つの大きな柱になつてゐる自農維持創設資金融通法の中の一つだけをやや現実に即したような方向に内容を改正することのみに終わつて、維持資金については従来の現実からいつては、きわめて不合理な現状とい

うものを附帯決議が上げられ、審議の過程でそれが中心に審議されたにもかかわらず据え置かれているということは、きわめてこれは重大な問題点であると私は考える。少なくともこれらの自作農を維持していくという基本方針に大きな変化がない限りは、これはあるかどうか農地担保の際に伺いますけれども、それが自作農主義がとともに大きくも貫かれているという限りにおいては、これららの農家の実態から出された国会の附帯決議といいうものは、取得資金と資金に先んじてむしろ二つに分けるならば——もう分けてしまつたわけですから、分けた内容においては、特に残された自作農維持資金というものの融資条件は、融資ワクなり、あるいは利率なり、期限というものを取得資金と同じように扱わぬことは、一体どこに理由があったかを、もっと詳しく述べておきたいわけです。

が適當だと思うのですが、もちろん今後におきましても、維持資金につきましてその条件の緩和について努力していく所存であります。

○渡辺勘吉君

和の措置をとっていたときませんと、政府が実施されておりますところの農業基本法、これは零細農をいびり出すともいわれております。また所得倍増計画の中でも、おおむね自立経営百万戸の農家二・五ヘクタールというものを想定して、労働三人として年間農業粗収入百万円というものを農業基本法、あるいは所得倍増計画の中に見受けられるわけです。その二・五ヘクタールの自立経営可能な農家の育成といふものを促進するために、維持資金はあまり重点を置かず、取得資金に重点を置いた、こういう露骨な貧農いびり出しに通ずるものでなければ幸いですありますけれども、今のこの融資の条件のアンバランスというものは、どうしてもそういう基本的な政策につながる金融政策であるとこれは言わざるを得ない。そうでないと、零細な農家でもこれまた農業基本法にうたつていつるようにな細なりに共同化を助長していくという方向であるならば、維持自体についてはもっと積極的な金融の政策をとる、そして共同化に積極的に金融等を通じての促進の役割を果たすというならば、私はこの前の委員会で申し上げましたように、むしろ共同化に対する融資条件というものは、個人に対する融資条件よりもさらに有利な条件で共同化を促進する刺激としての融資というものを政策の上でとらないと、協業化の助長という基本法は、これは看板に偽わりがあるということに

なってくる。そういう点まできよう  
ここで質問するつもりはございませんは  
れども、少なくとも転落を防止し、ひ  
ずから農業經營をやろうとする意欲の  
ある農家に対してもつとこの維持費  
金の効率を發揮させるようなことは、  
得資金以上にこれは十分なる条件を整  
備していかなければならぬと思います  
のに、それが附帯決議は一方にはかな  
り取り上げられておるけれども、維持費  
資金については全く無視されておる。  
私は国会に出て経験は浅いのであります  
すけれども、非常に国会の審議といふ  
ものは、行政措置には反映する点が少  
ないのでないかという感じがしてな  
らぬのであります。これは大臣が参り  
ました際に、時間があれば乳癌の問題  
に関連して質問いたしますけれども、  
そういう感じがしてならない。もしも  
この附帯決議はなされたけれども、  
も、それを尊重しないというふうに  
はつきりおっしゃるなら、それなりにわ  
かるのであります。決議はわかつてお  
る、わかつておればこれは取り上げ  
られる方向でしよう。なぜ二年もたつ  
て自作農維持創設資金融通法といふ  
のの大規模な改革が公庫法改正に伴つて  
出た際に取り上げられなかつたのか、  
私はどうしてもこれはつきりと納得  
はいたしかねるわけであります。その  
他の、たとえば果樹植栽の資金なり、  
あるいは畜産の經營規模の拡大資金な  
り、これらを一度に三分五厘で整理す  
るということは、これは直ちには至難  
とも一つの法律の両面になつておつた  
であつたであります。大臣も、か  
なり御努力された経過に敬意を表する  
のでありますけれども、しかし少なくと  
とも一つの法律の両面になつておつた

このものは片方は年五分で据え置くということは、自立經營可能な農家育成という方向を転落する農家の前提に立つといえれば悪いのでありますけれども、この金融条件では、そう受け取らざるを得ない本質的なものを含んでおるのでないか、このことをくどいようありますですが、繰り返してお尋ねいたしますが、そういう意図があつたのかなかつたのか。なかつたとすれば、今の御答弁では他の融資よりも有利だといいますけれども、他の条件はきわめて不利なんです。不利なものと比べて有利であるということは、これは望ましい条件であるということには一致しない。少なくとも企業としてなかなか成り立ちがたい現在の多くの農業經營の実態から見ますならば、金融潤滑を生むに至らない、そういう現状からして、維持資金というものは、もつと条件を大幅に緩和しなければならない。意図がなければなぜ取り上げなかつたか、これをもう一度お伺いいたしたい。  
○政府委員(松岡亮君) 先ほど来申し上げておりますように、維持資金を含めまして条件の緩和には努めなければならぬということは、私ども同じようにもあわせて考慮いたしまして、できるだけ条件の改善に努力しなければならないといふことは、私どもも同じよう感じておるのでござります。ただ、新制度を作るということも合わせて考えまして、その際には、これは言葉の問題になるかもしませんが、同じ制度の中になりますまして、自作農の維持というふことを共通の目的としてあつた制度ではございままするが、土地取得資金、創設資金のほうは基本法の制定以後の実際の農業の情勢からいたします

ると、同じような自作農の維持を目的にするにいたしましても、積極的に前向きにむしろ経営の拡大を促進して、より大きな経営を育成することによつて、積極的な形で転落を防止するといふこともいえるのではない。むしろ、そういう形で自作農、あるいはさらに進んで自立経営農家を維持育成するということができて参りまするならば、むしろ、維持資金よりも土地取得資金が今後大幅にふえ、そうしてそれが活用されることが望ましいといふとも合わせて感じたのでござります。いずれにいたしましても、条件の緩和には今後も努力いたしたいと考えのあります。

あります。放牧採草地の取得といふ従来の国有林野の造成という問題も出てくるであります。それが同じ土地取得の中でも、きわめてみみちい位地づけに終わっている。融資ワクはわずか十億である。これはまだ本院をあげておらぬのでありますけれども、開拓者資金金融通法における審議にも明らかなように、開拓當農振興審議会は、今後の開拓行政のあり方として、農耕適地である国有林については、これは開放することを政府に答申している。そういう前向きな土地取得といふものが答申に出ておりながら、政府の方針はほとんどこれを受けたおらない。今の農業構造改善資金の融資ワクについても、既耕地に対しても百五十億という融資ワクを持ちながら、開墾地に対してはわずか十億ということでは、私は国内の自給度の向上といふことは期せられない。それだけではなくして、ますますアメリカからたとえば乳製品等は国内生産の四割四分に当たるものもどんどん輸入をするという計画が三十八年度に現われておる。そのアンバランスの点は非常に問題だと思うのですが、その点についても原案で出ておる。この点は一休いかがにお考えになりますか。

と思います。ところで、それならば未墾地に対して個人あるいは協業体が取得して開発し、そこに果樹園を作るとか、桑園を作るというようなために、どれだけの資金の需要があるかとということは、これはわれわれもいろいろ検討いたしたのでございますが、実を言うと的確なデータがなくて、なかなかそれがどのくらいの需要額であるかといふことを測定することは、困難でありますのでござりますが、積極的にそういう新らしい果樹園の造成とか、そういうことを促進する意味で十億円のワクを設定してみた。こう御理解をいただければいいのではないか、かように考えておるのであります。

ころが、そういうものはケース・バイ・ケースで地方にまかして、計画の中で上がってきたものを多少チェックしてまあ認可してやるというようなかえり方であるから、土地取得についても既耕地については百五十億、未墾地に対しては十億というようないかげんなことになってくる。これは繰り返して言いますけれども、山手地帯に行けば、こんなことではとうてい構造改善の事業にはならないわけです。そういうものをもっと基本的な姿勢から融資の内容まで整備をしていきませんと、その地帯における構造改善は眞に農民の解放の線にはつながらないということになるわけです。

○説明員(立川基君) 三十七年度の構造改善事業につきましては、その進捗状況その他につきましては、後ほど水産庁の次長なり、あるいは漁政部長が参ると思います。現実に貸し出ししかおそれなく三十七年度につきましては、二月末までにはおそらくないのではないかというふうに推定されます。

○渡辺勘吉君 いつからこれは実施しておるのでですかとお聞きしたら、三十七年度はこの五県がやっている。私は前に水産庁のほうから出てもらうことをお願いするのを忘れておったので、それじゃ見えてからにいたしますが、それではこれと関連あると思うのですが、実際この沿岸漁業の構造改善は、契約をし事業がスタートしているのでしょうかね。その大まかな点はわからぬのですか。そうして四割補助事業に対し融資残借り入れなり、あるいは単独融資事業なりというものが、それぞれスタートを切っていると思うのですが、そのおよそはおわかりじゃないのですか。それがわかれれば、水産庁は見えなくてもいいのです。

○説明員(立川基君) 私の了解している限りにおきましては、三十七年度から実施する予定で計画を立て、本省で認定なり認証を出しておりますが、その認定なり認証なりの事業につきまして具体的な貸し出しといふのは先ほど申し上げましたように、十二月までは、國庫からの貸し出しはないといふふうに伺っております。後ほど参りますので……。

十一月まででスタートしなくとも、三月までにはこれは進まなければならぬものでしようね。それから農業構造改善だってかなり無理がありますね。未端に行つてみると。これは私が参りました村は、三月二十二日に指定がおりて今月末までに三省協定をして事業開始をしなければならない、こういうこととできており、八日間にこれを格好をつけるために、たいへん苦労しているのが実態である。だけどここまで押し迫つて今さらどうこうということを言えないで、無理につじつまを合わせるために、お互がやつさもつさしているというのが実態ですね。その場合にそれらの構造改善の指定団体、事業実施団体というものが、従来の条件で融資を受けるというような場合があるわけです。これが、新しい法律になつて、新しい条件で融資されるというのが四月一日以降になる。なお、今、松岡局長が言うたように、維持資金についても近い機会にアンバランスをバランスして、金利も取得資金も同じように適正化をするし、ワクも実態に即応するように拡大するし、融資の機関ももつと実態に即するようにな延長するということが、三十九年度から実施されるものと期待します。そうした場合に、早く維持資金を借りたために、きわめて不利な借り受け人と、新しく条件が緩和された立場で融資を受ける農家とでは、今後二十数年にわたって大きな差等が出でてくることが心配されるわけであります。これも衆議院でかなり論議をし尽くした経過がありますから、結論だけ伺いますが、そういう場合には、同じ条件で借り入れてあつた既存の融資条件というものの

○政府委員(松岡亮君) 通常融資制度の改正が行なわれました場合に、通常は改善された条件を週及して適用するということはないわけございません。これはそういうことをやつておりますから、もういつまでもそういう状態で、繰り返し繰り返しもとにさかのぼらなければならぬということです、とうていできることではないわけでござりますが、構造改善事業計画に基づいてやつておりますことは、これはまあ政府といたしましても、一定の事業の認定をやりましてそれを推進するという立場にありますし、補助の関係にいたしましても、全体の指定された条件の計画が公平な補助率で行なわれるよう配慮をしておるわけでございまして、その間に不均衡がないように配慮をしておるわけございませんが、同様に、融資の事業にいたしますが、その間に不均衡がないようにいたさなければならぬと考えるのでござります。で、幸か不幸か、農業構造改善事業にいたしましても、沿岸漁業構造改善にいたしましても、指定がおくれており、融資関係の事業はまだ始まらないのがほとんど全部と申してよい。補助事業関係が若干始まっているのがほとんどのようでござりますが、もしも、その間に例外的な計画を完遂するということで、三十七年度、昨年度には融資関係に着手しないのがほとんどのようでござります。そういうことでござりますから、三十八年度の新条件による融資を行なうことができると思っておるのでござりますが、



独事業 二千万のうち土地基盤整備を約八百万と見て、残額の一一千二百万について二十五億の三分五厘の融資をするということです。全体が三百億あるうちで、三分五厘はわずかに三十六億しかない。土地基盤整備事業の補助残融資なり、あるいは融資單独事業の土地基盤整備事業は、これは何分でどうい条件になるわけですか。

○政府委員(松岡亮君) 土地基盤整備のうち既補助が二億円でございまして、これが三分五厘。それから補助事業が十五億円でございまして六分五厘でございます。

○渡辺勘吉君 たとえば私がこういう一点を伺つても、局長は課長からデータをすぐ見せてもらつてしまふく読んでからでないと答弁ができるほど、非常に鉛筆分岐した今度の制度である。私はここに問題があると思う。あなたのような頭脳優秀な局長ですら暗記をできないような、何が何だかわけのわからぬよな、きわめて権威のある過ぎる複雑多岐な融資条件であります。もつとそのものすばりに、償還期限もいろいろあります。一年刻み、五年刻み、融資にしても三分五厘から、四分五厘から、五分から、五分五厘から、六分から、六分五厘、しかも近代化資金あり、公庫融資あり、おまけに近代化資金に銀行や信用金庫というような異質の水に油をさすような無理なことを考へておる。交通機関の整理は、これは大臣から承りますが、この金利がまちまちで、条件がまちまちで、まあリンクが十年からなければもげないから、十年の据え置きとかいろいろありますけれども、もつと大ワクを設定して、金利は三分五厘に

統一して、償還期限、据置期間等は、いかに政策金融といえども、ケーブル・パイ・ケースで一つの大きなワクの中で、同じ畜産にしても立地的な条件の相違というものがある。また償還時期というのも形式的に六月、十二月などということじゃなしに、その農家の農業経営の実態に即してもと毎年償還をきめるとか、そういう大きさの立場からの条件というものを設定し

て、その大ワクの中で改良普及員なり農協の營農指導員なりが十分農家の、あるいは共同施設の経済効率というものをにらみながら、実態に即してその限度の範囲内で融資条件を設定すると、いう交渉整理ができないのかというのです。その点をまず基本的な態度としてお伺いをいたします。

○政府委員(松岡亮君) 今のお尋ねの点はごもっともな点でございまして、どうもますます複雑化する傾向がありまして、貸し出す農林公庫の人もなかなか覚えられない、こういうような状況になって参つておりますので、これの簡素化については、早急に研究に着手いたしましたと考へております。○渡辺勘吉君 これは私から申しますと、この補助事業の基盤整備、これは考え方ばかり食い違いますから、手をいたしましたと考へております。

○渡辺勘吉君 これは私から申しますと、この補助事業の基盤整備、これは五厘から、四分五厘から、五分から、五分五厘から、六分から、六分五厘、しかも近代化資金あり、公庫融資あり、おまけに近代化資金に銀行や信用金庫というような異質の水に油をさすような無理なことを考へておる。交通機関の整理は、これは大臣から承りますが、この金利がまちまちで、条件がまちまちで、まあリンクが十年からなければもげないから、十年の据え置きとかいろいろありますけれども、もつと大ワクを設定して、金利は三分五厘に

三割も農家が負担をするということは、これはきわめて過酷な条件である、そういうふうに考えます。それに對しても、あと県がさらにプロペーで割を上積みするなり、なお当該市町村で二割の上積みをするなりして、それがなければ、農家としてはこれは経済効果という点からいってソロバンが出てこない。そこで、そこまでもしも実現しかねた場合には、借り入れあるいは自己資金でまかなわなければならぬであります。そういうものについて、補助事業の基盤整備については三分五厘で少なくともいかないと、これは間尺に合わないということになる。また沿岸漁業の漁船整備にいたしましても、また協業促進にいたしまして、農業よりもさらに劣悪な客觀条件のもとに締めつけられておる零細な沿岸漁民、これを前向きに解決していくためには、五分五厘なり六分五厘といふことでは、とうていペイしない。したがつて、こういう沿岸漁業の漁船整備にても、協業促進にしても、これは三分五厘といふことでは、とうていペイしない。しかし特に、私は、沿岸漁業の改善にはならない。金額はしかも八億と二億であります。やつてやれないことはない。やる気がなかなか出でないといふことです。構造改善三十六億に対する手を考えても、これはこの前の前の委員会でも取り上げたように、その性格は公道である。普通の乗用車も通れば、決してハンドトラクターだけが二車線道路として使うだけでない。五・五メートル幅の農道は、これは公道である。そういうものを普通交付金を上積みをして二割を県が助成するとしても、なお

ておるようなこの零細な沿岸漁業の制度融資としては、非常に現実的過酷であると思うのですが、こういう問題、あるいは畜産經營拡大資金でござりますが、これも六分と五分五厘といふ設定になつております。島根県の大東町で調査をした酪農家の実態から見ましても、どうしても従来の融資条件をと、今の与えられた条件の中では融資が借金を返す力が出てこない。これは役場で調べたデータが雄弁にこれを物語つておる。そういう事態に即して、政府は真に畜産なり果樹というものを拡大していく意図はあるなら、これこそ融資についても十分探算がとれるよう条件を整備して、金利を三分五厘にやはり整理し、正しい融資の条件等はその作物なり立地条件なり、農家の常農の実態に即してそれを設定していくというような方向で、一々質問してもはつきりとお答え願えるよう

につきまして、御相談したことがあるのですが、何が適正金利であるかということもございます。結局、結論を得なかつたよなわけでありまして、世間でも、何が適正金利であるかということについて明確な答えを出した方は、おそらくないと存じますが、そういうこともありまして、どのぐらいでできるだけ統一していくかということの目安は、はなはだ困難でござりますが、できるだけ整理して簡素化していく方向で検討して参りたい、かくいう方向であります。

○政府委員(松岡亮君) 御指摘になりました点は、私ども感じておるところでございます。やや複雑化してなかなか借りるほうも貸すほうも不便である覚えにくいし、いろいろそれぞれの理由はあるにいたしましても、複雑化しておるということについては、こ

れは面検討すべき点が少くないと感じておるのでござりますが、同時にないかに政策金融といえども、ケーブル・パイ・ケースで一つの大きなワクの中でも、同じ畜産にしても立地的な条件で統一するようによりお話をございますが、一面農業の金利はどれくらいが妥当であるかということは、非常にむずかしい問題でござります。いろいろアスクターがございまして、それを一片のまあ連立方程式で解決するに参りませんので、私のほうとしましては、昨年も実は学者や専門家の方々にお集まりいただきまして、どうやって適正な農業金利を定めていくかといふものの考え方、及びその方法論につきまして、御相談したことがあるのですが、何が適正金利であるかということでござります。結局、結論を得なかつたよなわけでありまして、世間でも、何が適正金利であるかということについて明確な答えを出した方は、おそらくないと存じますが、そういうこともありまして、どのぐらいでできるだけ統一していくかということの目安は、はなはだ困難でござりますが、できるだけ整理して簡素化していく方向で検討して参りたい、かくいう方向であります。

○渡辺勘吉君 この私の要請というものは、かなり実現をしていただくには容易じゃない内容を含んでおると思います。つきましては、何といたしまして、公庫の資金販売コストといふものは、かなり実現をしていただくには容易じゃない問題でございましょう。したがつて、こういう私の希望に沿うつたためにも、何としても公庫に対する政府出資というものが、かなり大幅に投入されるということがござえら

考えます。

そこで、それとの関連でお伺いいたしたいのですが、三十五年の十二月に所得倍増計画が出たわけであります。その際の行政投資、これが從来の実績をふまえて、三十六年から四十五年までの十カ年に対して、十六兆一千三百億というものが考えられ、この十六兆一千三百億の中、農林漁業、農林水産に対する公共ベースの行政投資というものが、一千四十二億といいうものがはじき出され、その中に公庫資金等政府管掌の金融機関に政府資金の投入が考えられておるわけであります。これは午前の安田委員の質問に関連いたしましたが、期待する公庫のそういうものの中、年次別にとやかくはむずかしいということは、衆議院の委員会でも御答弁になつておりますから、これは伺いませんが、今少なくとも再検討されておるように伝えられます。これは、とともにかくにも池田内閣の一枚看板である国民所得倍増計画といふものの中、一体昭和四十五年までの十九年に、どれだけの財政投資を、特にきょう提案になっておる農林漁業金融公庫に政府が出資をするのか、全部完了するということであれば、それをふまえて、この公庫の長期低利融資をするための政府の出資というものが、一体どれだけを考えておるのか。そういう構造改善事業の十カ年計

画というものに対応する長期の政府出資の展望というものをお聞かせ願えますと、こういう問題が今後さらに拡大して、期待する方向に解決されるということは納得がしにくいわけであります。その点をお伺いいたしたいと思ひます。

○政府委員(松岡亮君)

所得倍増計画

で予算として計上されました行政投資の見通しの中にも、農業関係があるのです。ございまして、これは御承知のことく、あくまで非常に大まかな見通しでございまして、その中には、いわゆる財政投資つまり直接、政府資金を土地改良などに補助金として出す、あるいは国営事業で使うというような性格の金も含めました財政投資、いわゆる公庫から出しますような財政融資というようなものをいろいろと含んでおります。しかも農林漁業全般にわたります。しかし伸びを経済の成長率というような角度から、あるいは貯蓄率というようなものから割り出してきた数字でございます。これを各年次にわたってブレーク・ダウンしていくといふことは、とうていいたしがたいわけでございます。私がいたしましたのでございます。ただその場合に考慮をいたして、この政府の出資を将来にわたって確保できるかということは、新制度を確立して、相当大幅に政府の出資を増額したのでござります。したがいましては、今回の新制度を作るにあたりなつておるようですが、これは、無利子でありますから。したがつて、そういうことが要望されて、ことは二千二十億ですか、くることになると、こう思ひます。したがつて、そういうのは実績においてもないわけですね。ゼロの年もあるし、くる年はなるべくないけれども、これはなるべくない。まあこういうことなんで、今までの長期の展望といふものは、農業構造改善が十年で全部完了すると農政局長は言明しております。また、漁業構造も、十年を目途として四十地区を全部完了するということであれば、それが、一体どれだけを考えておるのか。そういう構造改善事業の十カ年計

ありますとか、あるいは共同利用施設といったようなものを、今後どういうふうに伸ばしていくかということは、なかなかこれは具体的な推定がむづかしいのでございます。結局、政府出資は、農林公庫全体の収支を見合わせて、五カ年後、十カ年後にどれだけ考えなければならないわけでございます。

画といふものに對応する長期の政府出資の展望といふものをお聞かせ願えますと、こういう問題が今後さらに拡大して、期待する方向に解決されるということは納得がしにくいわけであります。その点をお伺いいたしたいと思ひます。

○政府委員(松岡亮君)

所得倍増計画

でござります。

で予算として計上されました行政投資の見通しの中にも、農業関係があるのです。ございまして、これは御承知のことく、あくまで非常に大まかな見通しでございまして、その中には、いわゆる財政投資つまり直接、政府資金を土地改良などに補助金として出す、あるいは国営事業で使うというような性格の金も含めました財政投資、いわゆる公庫から出しますような財政融資というようなものをいろいろと含んでおります。しかも農林漁業全般にわたります。しかし伸びを経済の成長率

ますと、そういうものがある程度の見通しの中にも、農業関係があるのです。ございまして、これは御承知のことく、あくまで非常に大まかな見通しでございまして、その中には、いわゆる財政投資つまり直接、政府資金を土地改良などに補助金として出す、あるいは国営事業で使うというような性格の金も含めました財政投資、いわゆる公庫から出しますような財政融資というようなものをいろいろと含んでおります。しかも農林漁業全般にわたります。しかし伸びを経済の成長率

ますと、そういうものがある程度の見通しの中にも、農業関係があるのです。ございまして、これは御承知のことく、あくまで非常に大まかな見通しでございまして、その中には、いわゆる財政投資つまり直接、政府資金を土地改良などに補助金として出す、あるいは国営事業で使うというような性格の金も含めました財政投資、いわゆる公庫から出しますような財政融資というようなものをいろいろと含んでおります。しかも農林漁業全般にわたります。しかし伸びを経済の成長率

ます。

○政府委員(松岡亮君)

所得倍増計画

でござります。

ます。

一四

整を目的とした公定歩合の引き下げや  
引き上げとは異なって、日本の産業の  
国際競争力を強化する上で最も大きな  
ガンになつております高金利のは止と  
いうような趣旨で行なわれておるとい  
ますならば、そういった意味の低金利  
政策については、農業も同様に考え  
て、国際競争力強化の上で、今後も同  
じように一そゝ金利引き下げの方向で  
措置していかなければならぬ、私ど  
もはそう考えております。

ら見て、画質的に一体どの程度の改善事業が実施できるのか、これは私はあまりそうべらぼうな地域にわたってで起きるとは考えられません。ごく一部分だろうと思うんですね。これは構造改善十年間の計画でどの程度の、これはばく然としたものでいいと思うんですけれども、構造改善事業として実施されるか。それじゃ、その大部分のものが、その差というのが非常に大きくなつて、実施指定地域と、指定地域でないところと、非常に大きな格差がない

本の農業の体質改善ということはできぬのではないかと、こう思うのでないのではないかと、伺いたいと思います。

○政府委員(松岡亮君) 最初の一般会計と、融との関係において、低金利政策との

必要ではないか、そういうように考ふるのでござります。それから第二の点につきましては、農政局長からもお答えがあると思いますが、私どもとしても、これは特に制度金融については、できるだけ計画性を加味して運営して参ることが望ましいということは、御説のとおりであります。しかししながら、一面、その計画性というのは、継続費のようにがつちりした計画として立てていくことはなかなか困難である。特に農林公庫の

れども、今回の構造改善事業を今農業についてやった場合に、どのようになつべきかということにつきましては、遺憾ながらまだそれまでの計画性を持つておらないのでござります。将来だんだんこの事業が進展して参りました場合には、それを手がかりに、どのよくな計画を立てていくかということも若干可能であろうと思いますが、むしろ現段階におきましては、計画の先に立って、そのような事業が全般的に扇のように末広がりにどんどんと進ん

は、国際金利にさや寄せする、こういうもののが金利のあり方の問題ですね、これは農林金融にはたまたま三分五厘という資金があるわけですね。そういうものがほかの産業にもさらにあるという問題ではないと思うんですね。したがって、その一般金融の金利と農業金融というものの金利のあり方、それが一般の低金利政策といふものとのどういう関係にあるか、今、経済局長のおっしゃる、低金利政策で下げる方向へいきたいといふけれども、その下げる方向へいくというあり方の問題が、そういうほかの産業の金融金利というもののとどういう関連を持つていいか、こういうことが実は一つの聞きたいところです。

それからもう一つは、今お話をありましたように、農業構造改善事業というものはある程度明確だ。しかしながら、ほかの農業金融全体からいえばこれは伸びたり縮んだり、その年々によって違う、これは確かにそうだ。したがって、私は、農業構造改善事業といふものが、十力年でやります三千五百の指定地域といふものは、農業全体か

なって出てくる。しかも、構造改善資金は金利においても有利でありますね、指定地域は。指定地域以外は不利であるわけです。したがつてそういう面からいくと、農業金融全体の中で計画性を持った農業構造改善事業、これがはある程度の見通しもつくが、それ以外の大部分のものというのを見通しがつかないということになる。したがつて農業近代化資金なり、構造改善事業なり、いろいろな金融が組み合わされて実施されるのだろうと思うのですが、総体的にいって、私はやはり資金量というものは相当これは大幅に拡大しないというと、構造改善事業といふものは、それだけにとどまつて、ほんとうの意味における日本の農業の今体的な構造改善にはならないのではないかと、こう思うのです。そこで聞きたいのは、今、計画性はなかなか立たぬと、こうおっしゃられたのでありますけれども、計画性が立たないので、日本の農業は私は改善できないのではないか。金融の面で全然計画がないということになれば、私は、農業全体の構造改善というのですか、貿易全体化に対抗できるほんとうの意味の日本

関係は、それぞれの資金が他のいろいろな事業に從属しているということをございます。構造改善事業しかり、あるいは林道、造林しかり、これはすべて一般予算で決定される事業量に合わせた金額をきめていくわけでござります。その方面の長期の計画性が立てられて参りますならば、農林公庫の今融の全体の計画性もかなり高まってくると、かように考えておるわけでござります。

○北村暢君 農政局長に。それでは構造改善指定地域の、一般地域のこれの年度、二二一、二一年は初期ですから、これは標準にならないと思うのですけれども、標準にすれば、一年間に一体どの程度の地域といふか面積的なものができるのか。それで十年間にほんとうの構造改善事業といふ形で計画されているものは、六百万町歩の農地のうちで、どの程度大体できるのか。それ以外のところはどんなものになるか、そこら辺のこく大きっぽなところをお伺いしておきたい。

本の農業の体質改善ということはできぬのではないかと、こう思うのではあります。その点について、そういう計画性のあるもので、国会でそういうふうな答弁をされて、それで済むのだろうかどうかということについて、非常に顧問を持たざるを得ない。これは農政局长と経済局長と、両方から、ひとつどんな考え方を持つておられるのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(松岡亮君) 最初の一般金融との関係において、低金利政策との関係でございますが、この点について、外銀の金利、国際金利と、それぞれの国の国内金利、しかも農業の金利というもののとの関係をまず考える必要があると思うのでございます。どうも私は、外銀の金利と一般金利とは、私どもの知る範囲では、外國ではかなり一般金利水準が低い、それ自体低い、したがつて農業金利と一般金利とは、それほど差がない。これは低いことは低いようでありますけれども、一般金利よりも低いようではありますけれども、日本におけるような差がない。しかし、日本の場合に農業金利が低いのは、制度金融の面において、一般金利に比べてかなり低くなっている。これはまあ他の国の農業金利に比べても、そう著しく高いということではないと思うのですが、これは制度金融に限られた面で、農業金利一般としての水準は、やっぱり一般金利が高いように、今、かなり高いというように思えられますので、やはり一般的の農業金融という面での引き下げの努力、それは系統金融を始め、その他の面で、いろいろ合理化の努力も必要でありますし、制度金融自体から、それに対して推進を加えていくということを

必要ではないか、そういうように考  
るでございます。  
それから第二の点につきましては、  
農政局長からもお答えがあると思いま  
すが、私どもとしても、これは特に制  
度金融について、できるだけ計画性  
を加味して運営して参ることが望ま  
しいということは、御説のとおりであります  
が、しかしながら、一面、その計  
画性といふのは、継続費のようにな  
りした計画として立てていくことは  
なかなか困難である。特に農林公庫の  
関係は、それぞれの資金が他のいろ  
んな事業に従属しているということを  
ござります。構造改善事業しかり、あ  
るいは林道、造林しかしり、これはすべ  
て一般予算で決定される事業量に目  
合った金額をきめていくわけでござ  
ります。その方面の長期の計画性が立て  
られて参りますならば、農林公庫の今  
融の全体の計画性もかなり高まってく  
ると、かように考えておるわけでござ  
います。

れども、今回の構造改善事業を全農業についてやった場合に、どのようになるべきかということにつきましては、遺憾ながらまだそれまでの計画性を持つておらないのでござります。将来だんだんこの事業が進展して参りました場合には、それを手がかりに、どのような計画を立てていくかということも若干可能であろうと思いますが、むしろ現段階におきましては、計画の先に立つて、そのような事業が全面的に扇のように末広がりにどんどんと進んでいくということを、まず目安を立てることが必要ではないか。その上に、だんだんと事業の計画も立てていくと、こう思っております。

○北村暢君 農政局長に。それでは構造改善指定地域の、一般地域のこれらの年度、二二・二一年は初期ですから、これは標準にならないと思うのですけれども、標準にすれば、一年間に一体どの程度の地域というか面積的なものができるのか。それで十年間にほんとうの構造改善事業という形で計画されているものは、六百万町歩の農地のうちで、どの程度大体できるのか。それ以外のところはどんなものになるか、そこら辺のごく大ざっぱなところをお伺いしておきたい。

○政府委員(齋藤誠君) 大ざっぱな見通しで御了承をいただきたいと思いますが、今一般的に行われております実績が、必ずしも今後における見通しにはなりませんけれども、昨年度百七十四カ村について、面積的にみますと大体一地区が約二百五十五町歩平均ぐらいになっております。それで一町村で大体三地区ぐらいになっておりますから、それを単純にやれば、七百五十ヘク

タールぐらい。そうすると、今一町村の耕地面積が、平均しまして、これも大ざつぱでございますが、約千七百町歩と、こういうことになるわけでござります。しかし事業の中には、数町村にまたがるような事業も考えてゐるわけでありまして、たとえばマンモス選果場というようなものを考えれば、その受益地は、ある意味においては、二カ村あるいは三カ村にまたがるといいますけれども、それ以外の、つまり選果場であるとか、あるいは集乳の処理施設であるとか、こういう施設の受益地域ということになると、これは一町村のこともありますし、あるいは大型のものもあるし、数カ村のこともある。ですからそれを面積でどうということについては、抑えにくいものもあるということを御了承願いたいと思います。

ここで山林もそういうふうに変わつていくという、不確定要素は確かにあります。しかし大きさっぱり見思つて、土地改良事業といつもの、どの程度の面積にわたつてできるのか、大型機械を入れる。今指定地域のことを見つけて、その十年間の千百の指定した中で、それじや集乳地域だと何とかいふことものはあつていんじやないかと思つたのです。六百万町歩のうちどの程度をやる、土地改良といつものがどくらいでできるのか。これは計画の範囲ですから、平坦部と傾斜地でだいぶ違うと思うのですけれども、確実な数字を聞いているのじやないので、大体日本農地面積の何分の一くらい程度が今度の構造改善事業で大型機械が入るようになるのか、そういうことをお伺ひしているんですよ。

○安田敏雄君 私は農政局長に午前中には入らないかと思いますが、これはお尋ね型機械だけを考えれば、専門家は大体二百七十万ヘクタールぐらいだろうということを言つております。

○安田敏雄君 私は農政局長に午前中に聞こうと思って時間がなかつたので、ちょっとと聞きたいのですが、この予算説明書を見ますと、十五ページの農業構造改善事業の推進という項に、別に農林漁業金融公庫融資五十三億あるのですね、こちらのいただいた資料のほうでは農業構造改善事業推進資金三十六億、これは数字的に相当開きがあるわけですが、何が理由があるだろうと思ひますけれども。

○政府委員(齋藤誠君) 五十三億というのは、これは農業構造改善事業の中の土地基盤整備事業を含めた数字なんですね。土地基盤整備事業が十七億、それから經營近代化施設が三十六億、合計して五十三億という数字になるわけでござります。それを受けたわけでございます。それから今あとからお話をになりました三十六億というのは、經營近代化施設だけを公庫から特に融通するということに今回いたしたわけでありましたので、その分を三十六億、こう計算いたしたわけでござります。

○安田敏雄君 そういたしますと、今は從来からあつた十七億ですか、これは公庫でなくしてところから融資するのものが十七億ある、こういうことなんですか。

○安田敏雄君 わかりました。そこで、実はちょっと予算的に聞きたいで、初年度の指定です。これが合計、パロット地区は三千万円の融資を受けなければならぬ。この二つを積数にいたしますと、パイロット地区が七十六ですね。それから一般指定地区が百七十四ですね。これは初年度の指定です。これが合計、パイロット地区は四千五百万円の融資を受けなければならぬ。それから一般指定地区は四千五百万円の融資を受けなければならぬ。この二つを積数にいたしますと、パイロット地区が二十一億八千万円、それから一般指定地区が八十七億になるわけです。合計九十九億ばかりになるわけです。九十九億、約百億になる。これを三年に分けて三分の一ということになりますと、初年度と次年度によって六十六億になるわけですですね。融資を受ける分が六十六億。そうすると、去年指定したものが第二年度でしょう。ですからこれは六割しなければならないわけですね。そういうような計算でいくというと、ちょっと融資額のほうが少ないのではないかとう感じを受けるわけですよ。六十六億に対しても三十六億、その上に新しくこしも四百九町村を指定して、しかもそれが準備すべて整いますれば、ことしからでも事業を始めなければならぬ。こういうようなときに、今までないと七力年で指定して十力年でやり切るなんというわけにいきませんから、そうしますと、ことしの融資額というのは、非常に少ないという感じを受けるわけですが、その点についてはどういうようにお考えになっていますか。この間説明した何から見て推計してみると、

率の関係が一つありますて、つまり三年で事業をやるということになつておりますから、一年度目は三割、二年目は三割、三年目が四割、こういうことで事業量を出すわけであります。したがつて、たとえば来年度について言いますると、三百町村で一地区九千万円ということになりますと二百七十億になりますけれども、そのうち事業をやるのはその三割でござりますから、八十一億ということになるわけでございます。八十一億のうちの五割が補助でござりますから、四十億五千万円が地元の負担になる。その四十億五千万のうちで融資率を百パーセントといたしましたには必ずしも見る必要はございませんので、それに融資率を七割とか八割とか、従来の実績等も考えて融資率を出しますから、それに基づいて融資額を出しますと、大体ことし積算いたしました金額でまかなえると、こういう計算をいたしているわけでございます。

その三分の二といふと、六十六億ということになるのです。したがつて、それに対し七〇%とか、八〇%とかといふ融資率をかけて、どうも少ないような勘定になる、三十六億では。そのような気がしてならないのですが、これはどういふことに基づいておるか。だといふと、私の言ふのは、融資のほうで、補助のほうは抜いていますから、しかもこの補助のほうを見ますと、これは三十八年度予算が相当多いのです。一般指定地区は六十八億、それからパイロット地区が八億三千万ばかりあるわけですが、合計しますと、約八十億に近いものになるのです。

八十億、予算のほうで。そうすると、こちらのほうの融資のが三十六億では非常にかたんばではないかといふ感じを受けるわけです。それで一

般も、はたしてことし中に第一次指定の分の去年分と今年分が推進される思われるわけです。これは私の平面的な考え方かもしれませんけれども、こ

の数字だけで見ますと、どうもそういうよううに受け取られてしようがないで

す。その点はどうですか。

○政府委員(齋藤誠君) ごもつともな御質問でござりますが、実は予算とい

たしましては、一応三十八年度の計画に基づいて算定いたしたわけでござ

ります。ところが、三十六年度分を一年通算してやるという計算をやれば、御指摘のように融資の分については、計算上は不足するということにもなるう

かと思います。しかし、ことしの予算におきましても、二百カ町村というものが百七十四になる、九十一のほうは

部が必ずしも融資事業をやるという計

画にもなっていないわけでございま

す。そこで、三十六年度の補助事業とし

ては、大体テンボどおりいくだらうと

いうことでおりますが、融資事業につ

いては、それがおくれるだらうといふ

ことと合わせ考えまして、團体の消化

能力等から見まして、彼此融通すれば、この程度でまかなえるのじゃなか

るうかという見込みで立てるわけ

でござりますが融資でござりますの

で、実質上のそこに変動があれば、こ

れは県間で調整し、あるいは中央にお

ける調整をするというようなことで

やつて参りたいとというふうに考えて

おります。しかし、計画といたしましては、これは詳細資料を御説明しても

いいのですが、大体まかなえるといふ

ことと合わせ考えまして、例外的にこの措

置を講じたものであります。

○渡辺勘吉君 では大臣にまず、農業

近代化資金助成法一部改正に関連してお伺いいたしますが、この法律が実施されましたのは三十六年の十一月、た

だいままで一年半はたつてない今

日、組合金融を中心とするこの法律

を、なぜ異質な商業銀行を介入する改

正をしなければならなかつたか。大臣

からその提案の理由を簡単にひとつ御

説明を願いたいと思うのです。

○國務大臣(重政誠君) 組合系統金

融機関の主体として農業近代化資金の供給をいたすことにつきましては、何

ら変わりはございません。ただ今日ま

でこの法律を実施した経過にかんがみ

まして、十分でない農協が相当に存在することも御承知のとおりであります。

たことは、取り扱いをしない農協が四

たまいで、そういう最初のお話しだった

ことは、大蔵も御承知のとおりであ

る。そこで、指摘された不振組合云々と

いうことであります。いろいろこの

委員会で、審議を通じて明らかになつ

ることも御承知のとおりであります。

それは思うとおり指定がいかなかつた

ことも御承知のとおりであります。

希望額が三千六百八十四万だ。そ

ういふと申しますが、岩手県の東磐井郡では、三十七年度の県か

らおろされた近代化資金のワクが一千

万、それに對して農協が取りまとめた

信連の直貸しという方途もあるわけ

でありますから、そういう直接の県信連

の機能を發揮することによって、これ

も解決ができるわけであります。それ

から大臣が指摘された農家から銀行に

預けているその資金を農村に還元する

とおっしゃいますが、そういうひもつ

おくれるだらうといふような見通しな

んということは、これはちょっと私受

け取れないんですがね。

○政府委員(齋藤誠君) 三十八年度計

画としては、びっしり予定どおりま

かなえるわけです。ただ御質問の点

は、三十七年度の事業が、こつそり三

十八年に回り込んだ場合においては、

足らなくなるのではないか、こういう

御質問だったものですから、先ほど申

し上げたようなことを答弁いたしましたわ

けです。しかし三十八年度に關する經

費については、十分まかなえると考え

ております。

合員になつておらないような者、そ

う者に對してやはり近代化資金の恩

典に浴せしめる必要性がある、こうい

うふうに考えまして、例外的にこの措

置を講じたものであります。

○渡辺勘吉君 私は今、大臣が提案の

理由として指摘された根拠は、この法

律が国会で成立した時点と何ら変わり

ない事情を述べられたにすぎないと

思ひます。三十六年十一月の時点と

たたいままで、そういう指摘された情

勢の變化はございません。むしろ

ことは、大臣も御承知のとおりであ

って、そういうことではないといふ

ことを大臣も確認をしていただきたい。

それから、政府から提出された近代

化資金を取り扱わない理由調べとい

うものを見ますと、これは二百六十六組

合について出されたものであります

化資金を取り扱わない理由調べとい

うことを大臣も確認をしていただきたい。

資金の融資の資格がないようにこの法

律提案に理由づけられることは、これ

ははなはだしく事實を曲解すること

であります。そこで、これらの金

は、農家の資金が、相当地方銀行等の

金融機関に預金をせられておるとい

う事実もまた、これは存在をいたしてお

る事実であります。そこで、これらの金

は、農家の資金が、相当地方銀行等の

金融機関に預金をせられておるとい

きの条件には置かれておらぬわけでありますし、一体この提案の理由を政務次官からこの委員会に出されたものを伺いましても、組合金融自体であたかももう近代化資金を扱いかねる、資金源を銀行融資等に求めるような取り上げ方もあるのでありますけれども、これは組合金融全体を通じてみてはなはだ見当違いの考え方であつて、端的に申し上げますならば、中金と信連との間で近代化資金の転貸をしておる事実はまだない。したがつて、中金の余裕金を県信連の近代化資金に転貸をするという道を開けば、まだ資金源としては二千億をこえる源泉があるわけですか。ただそれを阻んでおるものは、私から見れば行政庁は中金に対して十分指導をしていない面がある。それがしておつて、なお現状であればなお遺憾であります。それは農林省がこの近代化資金を組合金融系統に取り扱わせる際の指導的な点は、基準金利といふものを打ち出しておる。信連が単協が組合員に近代化資金を融資する場合は九分五厘、こういう基準金利を指導しておられる。しかしながら、中金が信連に近代化資金を融資する場合の基準金利についてはノーラッチである。今その金利はどういうふうになつてゐるか、大臣はあるいは御承知ないかもしませんが、八分五厘ということであります、中金が信連に出す場合の金利は。これが問題なんです。少なくとも中金は全購連なり、全販連に設備資金に対しては七分五厘で融資しておるという

きがためて勇断的な措置を認めるにやがまなかではございませんが、七分五厘なんとかいうことを私は基準金利として考へているのではない。少なくとも中金が近代化資金を信連に融資する場合には八分にする。五厘さやを信連に与えるということによって系統を通じての資金の源泉は幾らでもまだある。そういうことが十分に組合金融の中での使命を達成されない。一年半もたたない現在において、異質な商業銀行をここに介入させるという法律の提案の理由は、今の大臣の御答弁を伺っても納得いたしかねるのであります。そういう点を十分検討されてなおかつ一年半たつた現在ネコの目の変わるようにまたここに提案をどうしてもしなければならなかつたのか、私の問題点がまた間違つておるのか、もつと納得のできるような点があつたらお知らせ願いたい。

いうと、私は必ずしもそうはいえない。私の耳にもずいぶんいろいろなことがあります。であります。であるから、これはあくまで基本方針としては系統金融機関を動員をする、こういう方向でありますけれども、しかしせっかくの農業近代化資金でありますから、これは組合に入つておらぬ、たまたま不振農協がある。ただいまの渡辺さんのお話であります。では、それは信連から直接貸すればいいではないかというようなお話をあります。ですが、それは一つの議論である。実際の問題としてそれなら渡辺さんがそのあなたの郷里で、かりにそういうことがあった場合に、いよいよ信連まで出かけていって金を借りる手引きをしてしまふうに私は農村の実情としてではむずかしかろうと思う。その際に、たまたまこの地方銀行において近代化資金をそのほうに融通してもいいというようなものがあれば、これは私が利子補給をしてしかるべきものじゃないか、こういうふうに私は考えておるわけであります。

から、大臣の答弁に對してこれ以上、こので抽象論議をしても始まりません。この問題については触れませんけれども、まあ純理論であると申しますけれども、そういう道がある。たとえば定期あるいは当座預金についても、信託が支払いの保証をしたり、あるいは組合にかわって融資をしたりしておる事例があるわけです。そういう点を十分機能を發揮することをまずお互いに指導するということでの近代化資金をより積極的に機能させることができないかというふうに思うのです。で、大臣も御承知だと思うのですが、今、地方銀行では支払い金融機関の登録をめぐつて、新聞広告を出して、近代化資金を取り扱う予定であるといふ。今、地方銀行では支払い金融機関の登録をめぐつて、新聞広告を出して、近畿の他の機関は別としまして、末端の単協を扱つておる連中は非常に頭を悩めておる。こういう法律がなぜ必要なのかという疑問を持つておる。そういう中で、私が一例を申しましたように、約四千万もの近代化資金の需要が農協を通じてあるのに、こういうワクの制約で四分の一しか消化できないというものが今の実態だということです。これは現実の例ですよ。そういう例があるのに、何もここにあらためて、これは一年前にもういうことが必要であることが論議されればとにかく、今金融機関の交通整理が必要だと大臣みずからお認めになつて、そういう方向に進められようとしているさ中に、むしろ取り上げられている諸施策は逆行の方向に入つてゐる。これは公庫資金の扱いについても同様である。私はその点はたいへんどうも遺憾に思う。

臣が国会に報告されたグリーン・リポートもそのことをはつきり指摘してあります、がその点はどうですか。おられるでしよう。交通機関の整理が必要だということを。もう一回私が請んでみます。この「貸付金の種類・条件はしだいに細分・複雑化の傾向がある、また系統金融機関との融資分野の調整等農林公庫資金制度自体の問題も少なくない。

しかし、農業近代化に必要な「長期低利」の資金を「集中的」に投資するには系統金融機関の貸出態勢の整備と系統内部での資金需要の調整が必要であることはもちろんあるが、これを補完する財政資金の機能についても再検討する段階にきた」と、こういうふうにリポートされておって、そういう方向にわれわれも期待しているところに、一年半もたたないので、むしろこの報告で反省している点を、さらに非合理的な方向に進む何らの理由はないのではないかということをつくづく考えて、なお一そその機能を高めることを考えるわけです。だから今おっしゃったような点は、それぞれの系統段階でも反省しなければならない点は反省のではなくかということをつくづく考えて、なつて十分機能が發揮できるのに、何しに一年半もたたないうちにまた卑賤な金融機関をここへ挿入する必要があるか、どうもすきっと納得できなかつたらしく、もう一回その点について御答弁を願います。

吉政花村は先づさなか兵庫としていゝ界ごとくに持ててゐる。越野の采銅がどう人

葉でいえば人のふんどしで相撲をとる  
ようなことをやつておるのであります。そこ  
で私は、そういうことはいけないとい  
うので、今御審議をわざわざしてお  
ります農林漁業金融公庫に、從来農業近  
代化資金でまかなつておつたものを、三  
分五厘の低利で長期の資金を直接に政  
府資金をもつて農業構造改善事業をや  
ろうというのでやつたわけであります。  
こうして、これで農業の近代化が進む  
ことになります。それで、この問題は、  
どうも今の渡辺さんのお説のよう  
にいけば、この近代化資金を三分五厘  
にして利子補給をふやしてやればいい  
じゃないかというお説も私は出でてゐ  
る。しかしこれは預金金利の関係  
から不可能なことであります。ただ問  
題は、私の心持ちではそれだけではな  
いのです。私の心持ちはそうではない  
に、ほんとうに構造改善事業をやろう  
とすれば、必要な面的確に迅速にそ  
の資金が融通せられなければ、その目  
的是実現ができない。であるから、こ  
れは政府が直接にいくのが一番よろし  
いというのが、今回考へられた長期低  
利の資金なのです。そしてまた一面  
においては、たとえば市中の地方銀  
行、その他の金融機関に一つの例外を  
ここで農業近代化資金に設けたゆえ  
んでもあるのです。これは今のお話し  
のよう十分指導して全部的確にそ  
れが行なわれるようにならいいじ  
やないかと、私もそれは賛成なんで  
す。それはよくわかっているのです。  
ところが指導して、全国のものを指導  
してどうするとかこうするとかいつて  
も、これはなかなかむずかしい。つまり  
これは御承知のとおりに先ほども申し  
ましたように、卑俗な言葉でいえば、  
やはり農協系統機関の金を利用して政  
府が目的を達しようというのでありま

すから、なかなか自分の金なんだかうで、的確にそれはいくわけのものでは私はないと思う。やはり自分の金であるから、自分の気に入つたところを持っていくのは、これは人情のしからぬるところで、決して私は無理ではあるまいと思う。けれども恩典といえばちょっと語弊がありますが、こういうような近代化資金というような金は、まあねく要るところに、それが系統機関に属しておろうが、あるいはその土地に不振組合があろうが、とにかく農家にこれが行き渡るよくなれば少なくとも制度を考えておかなければ平落ちがある、こういうふうに私は考えているのであります。たまたま、私が就任以来、この問題につきましては、具体的的事例をもって、いろいろ陳情せられた向きもあるわけであります。そこで、私はこれはなるほどもつともなことである、こう考えましてこの改正案を提案いたしたような次第であります。ひとつ御了承を願いたいと思ひます。

大臣の説明では納得しがたいのであります。どうも点がございました。組合員になつてない農家、そういうものもあるからということであります。この法律が施行される場合にそういうケースですね、農業従事者であつて、農業經營者組合員でないものが農業近代化資金を必要として、農業協同組合が融資ができるよう農業者であつて農業協同組合の組合員ではないふうな一つの場合をお考えになつておられるのか、そういう点をもう少しお聞きいたしたい。

○國務大臣(重政誠之君) 御指摘のよな場合ももちろん考へておるのであります。が、これは私もそういうことは十分に具体的に調査せずに申し上げることはいかがかと思つて、実は差し控えておつたのであります。しかし、これは相当言われていることであるから、おそらく真実があるのでないかと思います。それでえてこの際問題をはつきりする意味において私は申し上げますが、たとえば農業用の大きな機械を全購連で買うならば金を貸してやろう。そうでなければ金を貸さぬと、こういうようなことがほうほうに行なわれては、これではどうもいろいろなことを言われて苦情がきて、私はやりようがないのであります。そういうこともお考えを願いたい。それから地方の地方銀行をしてこれを取り扱わしめるということが逆になぜ悪いかということをひとつお考えを願いたいと思うのであります。法律的におか

○森八三一君 関連。どうも今の大臣の、意見の相違というのですが、私は意見の相違じゃない、認識の相違だとと思うのです。全騰連のものを買わなければといふお話しですが、これは具体的に私はそういうものはないと思いません。農業協同組合は金を貸せばいいと、いう団体ではないはずなんです。あくまでその金を使って経済効率を上げるためにいかなる方法を講じたらよろしいかといふ指導的な任務を持つておられるのです。一般的の銀行でござりますれば、信用保証協会に保証してもらつて、元金が取れればそれで済むということなんですね。そこに問題があると思うのです。ですから意見の相違ではないので、認識の相違だと思うのです。どういふものを作り出さることが、その農家のために一番いいかといふことの指導的な立場に立つてやるということですねから、時によつては組合員のお気に入らぬことを申し上げなければならぬと思うのです。当然なことなんです。そういう任務を持っている機関に扱わせますことが、近代化資金の効率を上げにしておくほうがいいなどということは、筋違いだと思うのです。それを考えれば今の大臣のお話しのように、どこの考え方でこの近代化資金を扱うことかでもだれでも借りることができるようになりますが、ほんとうもこれ平等といふ立場に立つならば、これを平等に扱う、こういうことでいかなければ私はちょっとといけないのじゃないか、こういうふうに私は考えておるのであります。

会員になつておらぬから、借りようとも借りられぬ人がやらなければならぬことをこれでは処置ができませんから、そういう特例な場合だけに農業協同組合の機能を置くといえは、相当補完的なものとして改めた法律を適用していくんだというお話をございましてから、それならば一応まあ現時点では考えなきゃならぬかと思つておりますが、ただ並列してだれでもどこでも自由に借りられるのだということになりますと、これはもう非常に問題です。といいますのは、協同組合で經營資金を百パーセント借りてしまつており、農協では申し込んでも信用力がないから貸してもらえぬという連中が横から行つて借りてくる。その人の持つている信用力というものを、金融的には二重に評価してしまう。銀行のほうの追及が激しいから払つてしまふ。農協のほうは払うことができませんで、結局極端な言葉をもつてすれば、農協を食いつぶすということがある。個人の信用は一つですから、それを二つに使つてしまふという危険が、現在の農村にはあると思うのです。ですからどこのまでも局長の御答弁のとおり、組合員でない者には及ぼぬのですから、そういうところに補完的なものとして改正後の制度を活用していくという程度に制限をいたしませんと、たいへんな問題になる、こう思いますか、どうでしょうか。少し私が言い過ぎかどうか。

したいと考えております。なかなかかがりで、こちら辺が実行上は私は非常にむずかしい点もあるうかと思うのであります。であります、なるほど御指摘のようない点は、十分考えなければならぬと思ひます。実行上十分注意いたします。

金融に行なわれるようになるが、中小農の金融はいよいよ逼迫してしまって、農協そのものは、そのため非常に経営が苦しくなる。再び整備促進なり再建整備をやらなければならなくなる。こうしたことになると、私はこの制度は、銀行に参加させるということについては、これは機能の發揮が十分でない農協があり、また組合員でない農民があるから、補完的な意味で銀行を参加させることとなる。私はこれは当然だと思う。ただこの取り扱いによほど注意をして具体的な措置を講じていただきないと、農協の受ける問題になつてゐるところの地域格差、所得格差をもろに受けとるところの比較的経済力の豊かでない県の農協は、たちまちこれは重大なる影響を受けることは、これは必至であると思うのであるから、この措置に対してもは、格段の措置をお願い申し上げたいと思うのですが、その辺に対する大臣のお考えを承りたい。

しをやるんだ、なおかつやれないよ  
うな場合、そういう特殊なケースの場合に商業銀行等が近代化資金の担当をするというふうに、あくまでも組合金融を中心とした従来の法律の補完的な、きわめて例外的な機能をやることで、これは交通整理を前もってやつていただけませんと、非常な大きな混乱が出て、私は大臣が第二点でなぜ銀行を入れて悪いかということは、少なくとも組合金融は組合員である農家の営農指導を指導的に取り上げて、そうしてハード・クレジットでもソフト・クレジットでも、組合員自体のプロペーで融資する場合と、あるいは公庫の代理業務なり近代化資金の実践なりを通じて、長期短期を合わせて組合指導的に金融がタッチしているわけです。そういうところへ富農を中心として抜き打ち的にしかも構造改善地区とか、そういう地区の中に異質なものが入りまじるということは、混乱のマイナスがあるても、プラスの面は出でこない。そういう点から私はこういう強い銀行の介入ということは最小限に抑えるための政府自体の指導なり組合金融の当事者なりの切磋琢磨によつて、この付託にこたえる姿で進むべきである。そういう姿勢をくねさすべきではないというふうに考えるわけです。  
で、そういう併列的にやるといふんじゃなくて例外的な措置として運用の上でも混乱が出ないようなことを、大臣は考慮をするとわっしゃいますから、その考慮を現実に行政措置の上で実施をしていただきたいということを強くこれは御要請を申し上げます。  
それから時間がありませんから、近代化資金についてあと二点だけをお伺

いをいたしますが、それは金融機関の交通整理の問題でございます。これは私から申しますと、現実は三段階ではなくて、六段階になっておる。中金の本所と県の支所があり、その県の段階を信連の本所と郡中心の支所とが統合し、農協では村の農協の本所と各支所があるということで、五段階にも六層にも重複して機能している点があるのです、こういう点について今後近い将来に系統三段階の合理的な方向ということも考えながら、資金のコストをダウントするということがまた必要だと思いまが、これについて農林大臣のお考えはどういう御意見がおありますか、お聞かせ願います。

というのは、会員の相互機関として農協なり信連が協会の会員になっておるわけです。銀行はそういう会員になつてない。現実に利益を受けるの場合は、そういう場合に銀行が何ら措置もせず、負担もせずにこの保証協会の保証を受けるということの不合理があるので、この点の法律改正なり、その他をやらないでこれを推し進めることがお考えになつておられるか、その点をお答えを願いたい。

○國務大臣（重政誠之君） これは少し渡辺さんのお言葉ではあります、私は少し考えを異にいたしておるのであります。保証をして利益を受けるのは、借金をする個人であります。でありますから問題は、銀行がその保証協会に入るか入らぬかという問題ではなくて、借入金をする農家自身が協会に加入するかどうかという問題であると私は心得るのであります。したがつて、保証を、銀行から借らんとするものが信用協会の保証を受けるんとするならば、そのものがこの信用協会に加入をすべきである。それならば差しつかえない。銀行は何も入る必要はないと思います。私は思うのであります。ただ信用組合が保証協会に加入いたしておりますのは、これはその組合員にかわって加入をいたしておるのであります。したがつて信用組合が加入いたしておれば、その組合員が加入をせぬでも保証を受けられるということになつておるのであらうと思うのであります。したがつて、問題は信用組合であるとか、

○渡辺勘吉君 ではかなり意見の相違になるわけでありますと、現実に会員の団体がかわって加入して協会を構成しておるということでありますけれども、現実はそういう会員たる信用組合とおっしゃつたが、これは農業協同組合ですね、農業協同組合が会員になって政府出資と、農業協同組合の出資として現実は構成をしておる、そこへ異質な金融機関が保証だけを代位弁済をさせられて、なおかつ自分らだけが出資して構成をしておるという現実の不均衡というものは、これはねぐえない問題でありますのでお尋ねをしたわけです。それは現実にあるわけです、その不公平といふものは、何ら労せずして銀行は保証の利益を受けるということをやっぱり合理的な措置で考えないと、運用上これは現実に問題が起くるということだけは、大臣よくひとつ留意をされて、その合理的な措置は今度は間に合いませんが、近い機会に善処をしていただきたい、こういうふうに思うのです。

それから、どうも時間がなくて飛び飛びになりますが、これをやつてからまた畜産のほうも伺わなければならぬので急ぎますが、公庫法の問題、それで公庫法の改正に関連して伝えられた

問題は、今までこの委員会で私のほうから伺わなかつたので大臣から伺いたいとおもたね。その考え方と、それが目の目を見るに至らなかつた経過と、これらの構想をひとつお聞かせ願いたい。

○國務大臣(重政誠之君) これは債券発行権を認めたらどうかというふうに私が考えましたのは、広く資金を市場から吸収をしよう、そうして農業の投下資本が足らない、こういわれておる現在においては、單に政府資金だけではなく、広く市場から資金を仰いで、そうして豊富にこの資金を農村に流す必要があるのではないか、こういうふうに考えたわけであります。しかし、これは現実の問題といたしますれば、債券を発行いたしますと、どうしても資金コストが高い関係もありますので、できるだけ政府で必要な資金を出さずという方向へ持つていきました、その点をやめたわけであります。これは別にほかに深い私自身の理由、意図があつたわけではございません。

○渡辺勘吉君 次に、農地取得資金に関する具体的にお伺いいたしますが、三十六年の十一月に、これも自作農維持創設資金融通法が出まして、これも一年半もたたぬうちにその創設の片方の柱がなくなつて、公庫融資という形に切りかえられたわけですけれども、そうして公庫融資は融資ワクが八十億になり、取得資金が八十億になされ、拠置期間あるいは償還期間も延長されて、大体五反歩程度を限度とした取得を考え、反当十七万円ぐらいいの担保融資ということが考えられておる

ようです。その問題と関連して、維持資金についてでありますと、自作農維持資金、これは創設がはずれちゃったから維持しか残らぬわけです。この維持資金については、依然として従来の五分の金利で、従来の据置期間で、償還期間でやるということは、いかんともどうもこれは納得しがたいわけであります。従来の自創資金の融資の人々の内訳を伺いましても、八分の五は維持資金に投下されておりますね。現実に末端では災害があつて非常に維持するのに困難だという場合でも、すでに借り入れ限度に抵触をして、この維持資金の四号に該当する融資を仰ぐことができない。みすみす転落せざるを得ないという事態まで惹起しておる。したがつて、三十六年にこの法律が山たときには附帯決議をやつておる。当時大臣は農林水産委員会の委員じゃなかつたですか。その衆議院の委員会で三十七年度から融資については三分五厘にして、償還期限は三十年にして、そうして融資ワクは百万円にしなさいといふ、衆議院の農林水産委員会の決議を、三十六年の十月の臨時国会でそういう決議を、あなたが當時農林委員としてあげられておるもののが、維持資金については何ら附帯決議が尊重されていない。これは一体どういうことですか。

設資金の土地取得の問題だけを考えるにあたりましては、この自作農維持資金というのはどうしてもこれに限りにくいというので、一応自作農創立によるだけひとつ今後におきまして、その貸付条件の緩和というようなものはひとつばかりたい、こういう考え方であります。維持資金についても、できるだけひとつ今後におきまして、その貸付条件の緩和というようなものでは、ひとつばかりたい、こういう考えでありますことは間違いないわけであります。ただ、これが実現がなかなか土地取得資金というようなものと比べれば困難性があるということを申し上げておきたいと思います。維持資金のほうが、取得資金よりもそういう条件を整備することが困難だということは、一体どういうことでしようか、どうしてこうなんですか。

擴張させて、そうして自家を育成するという金利政策につながるものと理解せざるを得ない。これはあなたの政府の農業基本法の骨格でもあるとすれば、この点は明らかにこういう金融政策の中にこういう本質が露呈されていると見ざるを得ない。困難ではありますようが、そういう方向ではなく、農業經營に従事する意欲のある者は、いかに零細なる農家といえども、その意欲をバック・アップするような一つの金融政策でも対応策を講じていただきたい。それから、大臣今おっしゃった農業構造改善、農業の体质改善のためにこのほうを重点的に考えたとおっしゃいます、が、その場合に、それではこの土地取得の開墾地の十億というものの金利は幾らですか、大臣、土地取得の、私は土地取得の中で既耕地の取得と農地の取得と開墾地の取得とあるわけですね。農地、その開墾地の取得は金利が幾らで融資条件はどうかということを大臣は暗記して御存じですかということです。

とで、それで私は、これは大臣に今後定期的な措置をおとりになつたわけです。三分五厘といふもの、これを一つの突破口として、なかなか大臣の言うように今の大かたの農家は企業的ペイしないような農業經營の実態なわけですから、構造改善、体质改善を図するこれらの制度金融は、できるだけ三分五厘資金に統一するよう御配慮を願いたいと思う。そうして、作物なり、立地条件なり、農家の実態なりを勘案して、償還条件等は実態に即して弾力的に運用するということにして、農家の生産意欲を金融制度でも確立していくためには、三分五厘から四分、四分五厘から五分でしょ。それから五分五厘に六分五厘とくる。なお近代化資金では七分五厘まであるというようなことではほんとうに受け取るほうでも、指導する末端の連中でも、これは苦勞ばかりあるわけですから、これをひとつ整理する方向に御配慮をお願いいたしたい。そのためには何としてもこの扱う金融機関である農林漁業金融公庫に政府の大額な出資を投入していただきなければ解決ができるまい、原資を切り下げるためには、そういうことで将来にわたって所得倍増計画の長期計画もあるわけですから、長期の展望に立つて政府の出資を豊富に出すという大きな柱を打ち立てて、これを毎年具体的に解決できるような措置をおとり願いたいと思うんです、が、この点の大臣のお考えはいかがなものでしようか。

おりに、これはまあいろいろ融資のな  
りまして、私もこれは決して好ま  
しいことではないと考えております。  
考えておりますが、三分五厘とい  
う金利が、現在の日本における一般金利か  
ら見ますというと非常に低率であると  
いうところが非常に困難であったので  
あります。が、結局、まあ私の主張のと  
りに、これはやったわけであります。  
渡辺さんのいわれた突破口を設けたと  
いわれれば、まさにそうであるかもわ  
かりませんから、漸次農業の特性にか  
んがみまして金利は安くなければなら  
ぬ、償還期間は長期でなければなら  
ぬ、ということは、もう全く同感であります  
。できるだけ今後におきましても、  
この金利低下の方向に向かつて努力を  
いたしたい、こう考えておる次第であ  
ります。

○國務大臣(重政誠之君) 大体において、補完的という趣旨は、非組合員あるとかあるいは協同組合の事業が不振で、それが優遇ができるぬとかいう、特殊なものであるといふことは、御質問のとおりであります。

○森八三一君 その趣旨を通達するということはどうですか。

○國務大臣(重政誠之君) これは、いう扱いになりますかわかりませんが、できるだけそういうふうにいたします。

○委員長(櫻井志郎君) 別に御発言をなれば、これにて両案に対する質問は尽きたものと認め、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(櫻井志郎君) 御異議ないとのと認めます。

これより討論に入ります。両案について御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(櫻井志郎君) 御異議ないとのと認めます。

これより採決に入ります。農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案及び農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案を問題に供します。

○委員長(櫻井志郎君) 全会一致で、「もともと原案どおり可決すべきもの」と決定いたしました。

この際、お詫びいたします。ただいま可決すべきものと決定いたしました兩案に対し、委員長及び理事で協議の結果、附帯決議を付することに決定いたしました。附帯決議案の案文は、お手元に配付したところござります。案文を朗読いたします。

農林漁業金融公庫法一部改正法案に対する附帯決議案

政府は、次の事項について万全を期すべきである。

一、農林漁業に関する金融制度のきわめて複雑な現況にかんがみ、速かにこれを簡素効率的ならしめるよう、抜本的改善措置を講ずること。

二、農林漁業資金について、可及的長期低利の資金が充分に確保されるよう、公庫に対する政府の出資を大巾に増額すること。

三、農林漁業経営構造改善資金に関し、農業及び沿岸漁業構造改善事業推進資金以外の資金についても、これら事業推進資金に準じ、それぞれ、その貸付条件の緩和改善に努めること。

右決議する。

農業近代化資金助成法の一部改正法案に対する附帯決議(案)

政府は、この法律の施行に当たり、特に次の事項に万全を期すべきである。

一、農業近代化資金の本質にかんがみの方の拳手を願います。

10. The following table summarizes the results of the study.

み、農業近代化資金は、農協系統資金を遺憾なく活用するよう強力に推進し、銀行等の資金は、将来に亘り、常に、農協の補完的なものならしめるよう適切な措置を講ずること。

二、農業近代化資金の利率の引き下げに努めること。

右決議する。

附帯決議案を、本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(櫻井志郎君) 全会一致でございます。

よつて本決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたします。

○國務大臣(重政誠之君) ただいま御決議になりました附帯条項は、いずれもごもつともなことござりますので、農林大臣としては、将来にわたりまして、できるだけひとつ努力をいたしまして、御趣旨の実現をはかるようになつたないと考えます。

○委員長(櫻井志郎君) なお、諸般の手続等につきましては、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(櫻井志郎君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(櫻井志郎君) 速記を起こして。畜産物価格に関する件を議題といたします。

質疑のある方は発言を願います。

○渡辺勘吉君 大臣にお伺いいたしますが、畜産物価格の告示が四月一日に

政府によつてなされる前提としてお聞かせを願うことがあります。この畜産物の価格安定等に関する法律の第三条であります、「(安定価格の決定)」、そしてこの法律の解釈をめぐつて、ときわめて告示価格に大きな問題を自下審議会等でも巻きをいたしておる事態にかんがみまして、この機会に国会で、この安定価格の決定内容について、大臣にその解釈の点を詳細にお尋ねをいたしたいわけであります。

まあ、そもそもといえば何であります。

すけれども、この畜産物の価格安定等

に関する法律は、提案された臨時国会で、かなり政府原案が修正をされたことは大臣御承知のとおりでございま

す。当初の政府原案の畜産物の価格安

定価格そのものが、今お話をのように再

生産を旨として、この上位価格なり

あるいは下位価格というものを定め

たまいまお述べになりました「再生産

を確保することを旨とし、」というの

が載つております。でありますから、再生産を旨として、この上位価格なり

帶といいますか、そういうものを定め

るにあたって、再生産を確保する、こ

ういうふうに考えておるわけであります。

○渡辺勘吉君 わかったようなわから

ないような御答弁であります。もつと具体的にお尋ねをいたします。一番

わかりやすいのは、この法律の中で触れていたる原料乳である。したがつて、

それが、いかがなものであります。

○渡辺勘吉君 もう一度。

○國務大臣(重政誠之君) 安定価格そ

のものが、再生産を確保するようなも

のになつておればいいのではないかと

思ひますが、いかがなものであります。

○渡辺勘吉君 もう一度。

○國務大臣(重政誠之君) 安定価格そ

のものが、再生産を確保するようなも

のになつておればいいのではないかと

思ひますが、いかがのものであります。

○渡辺勘吉君 もう一度。

○國務大臣(重政誠之君) 安定価格そ

格、これは間違いないわけですから、下位価格は安定価格である、下位価格は再生産を確保する価格である、こういうことですね、それでいいのですね。

○國務大臣重政議之君、そとかちよつと、渡辺さんの御理解が私の心持と違うわけです。私は標準価格が再生産を保障する価格であると言うのではないのです、解釈上。私は下位価格と上位価格との間に一つのこゝに幅があります。この幅が再生産を確保する価格になればよろしいのだ、こういうふうに考えておるわけでございまして、しかばね再生産を確保する幅とは何ぞやということになりますと、これはなかなかそう簡単な問題ではございません。目下御承知の審議会に、この点を特に諮問をいたしまして、審議会の委員皆さんの御意見を今聴取しておるわけであります。

いると、私が冒頭に申し上げましたように、価格調整法的な性格に御理解をなされて御答弁をされておる。それはそばに審議官もおられますからでしようが、これは農林省の役所の最初に出した思想なんです、今の大臣の答弁は。そうじやなくて、こういう安定ベルトというものの調整的なものを払拭する、そうして価格支持的なものにこれを切りかえておるのでですよ、国会審議で。切りかえておる。調整する機能から支持する機能にこれを切りかえておる。再生産を確保するということはそういうことなんです。再生産を確保するということは單なるこれはキヤツチ・フレーズじゃない。これは非常に論議を重ねて、私も衆議院でこれが上

程されたときに全中の農政部長として参考人として出て午前十時から午後六時まで私も参考意見を述べた一人であります。ですから、この審議の経過の中では、政府原案では調整機能で、価格安定にはならないから、これはあくまでも支持価格的な性格に変えなければならぬというので、これは国会で修正した案なんです。だから今の大臣の答弁は、その前のお役人たちが考えたあくまでも安定的、調整法的な思想を答弁されておる。そうじゃなくて、私は大臣が直接國務大臣として、この畜産物の価格安定に積極的に意欲的に取組んでいた場合には、再生産を確保するというものが安定価格であるという前段の御答弁は、まことに法律解釈の上からいっても適正であると思うのです。それがまた、あとだんだん話をこまかく伺うと、あと戻りをして、安定暫定的な調整的な話に変わつてこれられる。そこで私は餘委員の関連質問もありますからこの問題では、もう一つ法制局長に、この解釈をどうされておるのか伺つて、次にまた、別な角度から質問いたしたいと思います。

申しますと、その前にありますように、これらの生産条件及び需給事情その他経済事情を考慮して再生産を確保する、こういうことでござりますので、その経済事情の動きに即応して、再生産確保の額が出て参りますので、その額には、おのずから幅があるだろう、こういうふうに解釈いたたのでございます。あるいはさらに、蛇足を加えることになるかもわかりませんが、そのあとから申しました意味をきわめて極端な例にとりまして御理解しやすく申し上げるという意味で蛇足を加えますと、生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮して、その上で再生産確保に必要な額が何であるかということが出で参りますので、たとえば価格が、実際の経済の現場において、将来価格が非常に上がるという見通しがあるときには、そのときに定められる安定期格というものは、それは低いものになることがある。それはなぜかと申しますと、動く経済事情の中において、ある幅の中において、究極において再生産が確保されるような価格が要求されておるというふうに読まざるを得ませんので、したがって価格が上向きにあるという情勢が考慮されたときには、現実に定められる安定期格は低いものになる、こういうような意味において幅が出る、その意味の幅が出てくるのではないか、こういうふうに解釈をいたします。したがいまして、とにかく安定期格が再生産を確保するものであることが要求されているといふ意味においては、そのように読むべきではないか、こういうふうに理解いたします。

が、この法律提案せられましたときに、は、第三条の第一項の第一号の原料肉及び指定食肉の下位価格という表現が、政府の原案にはあつたわけですね。その下位価格という表現でござりますると、今大臣のお答えになりましたよんな内容のものになる。それでは、成長部門にして畜産の仕事を進めていくためには、不十分であろうということで、いろいろ国会で論議が行なわれました結果、下位価格という表現が安定基準価格という表現に修正されちゃったんですね。そうしてその安定基準価格とは、どういう内容のものであるかということを第四項で説明をいたしております。指定乳製品については修正がございませんから、下位価格という表現を使つたそのままでありますけれども、原料肉と指定食肉につまましては表現を変えました。変えたことについて、その内容と、そのままのを明らかにしておきませんと、いうと、今後運営上いろいろ物議をかもす危険もあるということから、「これらの生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、」結論的には、再生産を確保することを旨として認めなければならない、こういうように言いつつ切ってしまったのですね。ですから、一定の幅があつて、そのまん中のところの価格が再生産を確保するとか、あるいはその七分のところが確保するといふことがよろしいという法律の趣旨では私はなくなつてゐると思うのですが、もし政府の原案のとおりに下位価格というものが、ずばり再生産を確保するものでなければなりません。安定基準価格といふ表現といたしますれば、これは大臣、今のお話のとおりで私はよろしいかと思ひますが、その辺どう

も、やっぱり原案にこだわっていらっしゃるような感じを持つわけで、私はこの委員会で当時の畜産局長と質疑をいたしております。きょうここへ速記録を持ってきておりませんけれども、局長には、下位価格という表現が変わりましたね、変わって、その説明をこういうようにいたしておりますね、そういうふうにいたしましたね、もういたしますると、今まで政府の御当局が事務的にお考えになつておりますた考え方というものは根本的に変わりますよ、そういう認識に立つて、今後の運営をしていただきませんというと、行政府としてあやまちを犯すということになりますがというお尋ねをいたしまして、当時の局長も、そのとおりであります、今後は、そういう感覚で運営をして参りたいと思います、こういう御答弁をなさつておるのであります。ですから、私は修正後の原案に忠実に措置がいただけるものという理解に立ちまして賛成をいたしております一人であります。ですから、そういういきさつをずっと御考慮いただきますと、一定の幅の中で、ある時点の価格が再生産を確保するものでなければならぬ、こういうふうに私は法律上はならぬと思うのです。きめる価格それ自体が再生産を確保するものでなければならぬ、こうまして當時の政府当局と質疑をいたしました過程からいたしまして結論をされておる。ですから、そういうふうに御措置を願いませんというと、立法府の行ないました行為が、行政府によつて曲げられていく。これはまあ常識では考えられないことでござりますので、どうも、そのところがしつくりしない、こう思うのです。その点はどうな

ですか。

私の理解が間違っているとすれば、これは速記録を持ってきて、また論議をしなければならぬのでございまして、修正したといういきさつは、そこにあつたのです。下位価格という表現ではない、だから安定基準価格といふ表現に修正した。その安定基準価格というものは、どういう趣旨のものかというと、生産事情や需給事情を考慮することだけですけれども、結論的には、その時点において再生産を確保得るものでなければならないと、こういうふうにきめておる。今法制局長は、ちょっととくどいことを言われましたが、将来値段が上がっていくとすれば、それを見込んできめるんだから安くなるとか何とかいうお話をございますけれども、それは将来を見越して、えさの値段が下がっていくんだ、下がっていくから、こうきめても再生産は大丈夫という認識に立つということであるかもしれません。そういうことであれば、それぞれの理由があつて明確になつてくることでござります。生産事情とか需給事情とかを考慮することはけつこうですけれども、結論的には、その時点において考へ得る再生産確保の数額というものが出てこなければ、法律違反であるというようになります。実は国会で御修正のありました経緯等も十分速記録その他で研究をいたしました。ただ実定法の解釈を運用いたします立場でござりますのりたい。

で、実は非常に厄介な問題がございまして、指定食肉、つまり豚肉に限ります。では、基準価格と上位価格というものが定められており、そして第三項で、安定基準価格及び安定下位価格が、その額を下つて原料乳や豚肉が低落することを防止することを目的として定めるものとすると書いてある。したがって、安定基準価格と下位価格は、これ以上下げる線といふことが法律の三項で定められておる。安定上位価格は、これ以上を越えて騰貴することを防止することを目的として定めるものとすると、こう法律に書いてございます。

したがつて、先ほどからいろいろ御説明がございましたのでござりますが、実定法の解釈といたしましては、まず豚肉に関する限り、上下の幅の中で、これ以下には下げない、これ以上には上げない、そういうものを前ほうで安定価格と総称いたしておると、こういうふうに読んでおるわけですがあります。そして四項で安定価格といたしておる、再生産を確保することを旨として考へなければならない、こういうふうに法律で規定をされておりますので、私どもいたしましては、原料乳について、一応安定価格と上位価格というのを想定いたしまして、帶で再生産を保障するという考え方でいかがでございましょうかという点が一点、しかし、それでは再生産の確保等の目的のほうで、必ずしも妥当でない、生産費を考慮方が一つと、それから再生産費を考慮するといふ考え方でいかがでございましょうかという点が、確かにこの問題との関係で考えたらどうぞろしゅうございましょうか、並列的

○森八三一君 それはあなたのお金でござります。  
しゃるの、第三項で額を下つてはならない、上がつてはならないと、これは書いてあります。あります、その下つてはならないという限界線は、原料乳と指定食肉については、再生産を確保する旨をきめられた額なんです。  
そんな幅のあるものを、ここでいっておるのはないのです。もしあなたが今おつしやったように、第三項のほうが優先をして、第四項のほうはつけたりになるというような理解であるとすれば、これはこの法律を、われわれがほんとうに真剣に審議したときのいきさつを曲げて解釈をしていらっしゃるというようにしか、私は受け取れない。下つてはならない、上がつてはならないということは、そのとおりですよ——そのとおりです。しかし、下つてはならないというその一線は、どこにあるかといえば、それは第四項にいう原料乳と指定食肉については、再生産を確保するということを旨として始めた安定価格がそれであるということなんでしょう。

○森八三君 いよいよ私はわからなくなりますが、第三項は、第三条の第一項一、二、三号を受けて総括的に、ここで規定しておるでしよう。だから、上位価格とか下位価格とか使つております、第三項で。けれども、第一項の二号、三号のところに下位価格とか上位価格という字を使つておりますので、それを受けた場合が、ここに当てはまるのであって、第一号には、下位とも上位とも言つておりますよ。だから、そういうようにななたが曲げて解釈なさることは、この法律をわれわれが審議したときの趣旨を曲げいらっしゃるというようになし私は受け取れないのです。もし第一号のところに下位価格とでも入つておれば、それは第三項のところで下位価格といふことをおつしやつても、私は異存ございませんけれども、「安定基準価格及び安定下位価格は」と、この安定価格というものは、どつかにありますか。安定上位価格はというのは、第三号の上位価格という字を受けておるということである。だから安定基準価格というのとは、どこまでも別個のものなんです。その安定基準価格ということを第四項ではうたつておらぬから云々とおっしゃいますするけれども、第一項に、「安定価格を定めるものとする」ということで言い切つて、そうして一号、二号、三号が出てきて、その一号には、「安定基準価格」という字を使つておるのですから、第四項の「安定価格」という内容は、原料乳と指定食肉については、第一項の一號を受けておるものと

生産事情とか需給事情とかを考慮する  
ことはけつこうですけれども、結論的  
には、その時点において考え得る再生  
産確保の数額というものが出てこなければ、  
法律違反であるというようになり  
は極端に思い詰めておるのであるがね。  
その辺の解釈をもう一べん、ひとつ承  
りたい。

法律で規定をされておりまするので、私どもいたしましては、原料乳について、一応安定価格と上位価格というものを想定いたしまして、帶で再生産を保障するという考え方でいかがでございましょうかという点が一点。しかし、それでは再生産の確保等の目的のほうで、必ずしも妥当でない、生産費を他の考慮を考えてやるべきだという御意見もあろうと存じまして、現在の諮詢会におきましては、そういう中の審議会におきましては、考え方方が一つと、それから再生産費をいかにこの問題との関係で考えたらどうろしゅうございましょうか、並列的

○説明員(丹羽雅次郎君) 問題を非常  
に複雑にいたしておりますのは、実は  
四項が、安定基準価格は再生産を目指と  
しなければならぬと書いてございます。  
れば、御指摘のとおりだらうと思うの  
です。ところが四項は、先ほど来御説  
明もございましたように、「安定価格  
は」と書いてあるのでござります。豚  
肉に関する限り、完全に安定価格  
というものは、上、下を意味することを  
一項で書いておるわけでござります。  
したがつて、法律解釈としては幅で再

なされば、はつきりしてくる。  
○説明員(丹羽雅次郎君) 第一項  
御指摘のとおり一号で、「安定基  
格」と書いてございますが、三回  
時に「指定食肉の安定上位価格」  
いてある。そして、それらを全部  
とめて次の安定価格というものがす  
ございます。したがつて、四項で  
定価格といふものは、これらを全部  
たものとして読むのが法律的によ  
る妥当ではなかろうか、こういふ  
も成り立ち得ますゆえに、そう  
え方もあるという意味において考  
しているわけであります。

上位価格はというの、第三項の上位価格という字を受けておるということである。だから安定基準価格というのは、どこまでも別個のものなんです。その安定基準価格ということを第四項ではうたっておらぬから云々とおっしゃいますするけれども、第一項に、「安定価格を定めるものとする」ということで言い切つて、そうして「一号」、「二号」、「三号」が出てきて、その一号には、「安定基準価格」という字を使つておるのですから、第四項の「安定価格」という内容は、原料乳と指定食肉については、第一項の一號を受けておるものと

うことを言うのは、これは強弁だと私は言わざるを得ないとと思うのです。これは法制局どうですか、法制局の考えは。

○法制局長(今枝常男君) 今御指摘のことに関する限りにおきましては、ここでの「安定価格」は原料乳につきましては、安定基準価格ということになります。ただ、先ほど申しましてがござりますけれども、今、その問題に局限して申します限りは、そういうことになるかと思います。

○森八三一君 法制局の見解は、私の見解と同様なんです。

そこで私は、今ここでこのことをと

やかく追い詰めようとか何とか申しません。申しませんが、ただ畜産が非常に成長部門として指向されまして、今までの金融問題につきましても非常に大臣にも御努力をいただきまして、特別の資金ワーカも設定し、御努力を願つておるというときでござりますので、それに関連いたしまして本法の、この安定法の運用につきましては、こういう場合はいかがでございましょうか、こういう場合はいかがでございましょうかというような、二様の解釈をしたものをお審議会に御諮問なさるという態度はおかしい。やはり法律解釈は一本であるべきでありまして、二様に解釈の出てくるはずはないと思うのです。もし二様に解釈されるようなものでございますといたしますれば、それは法律が悪いので、これは直さなければならぬということになると思ひますけれども、私どもは、そういうあいまいもこたる法律を作った考えはございませんので、まつ正面から理解をいたしますれ

ば、二様の考えは出てこない。だとすれば、審議会にお諮りになります原案というものは、そういうものであつてはならぬのです。だから、大臣が御諮問なさるときに、物価安定とかいろいろのことがあるので、こういうことはどうでしようと、法律を離れて別の政治論としてお考えをお聞きになることは、これは御自由でございますけれども、法律に基づく諮問としては、法律解釈は一本であつて、二本の諮問が出るということはおかしいのじやないか、こう思うのです。その辺はどうなんでしょうか。

○國務大臣(重政誠之君) 審議会に対する私の諮問案といたしましては、価格決定について留意すべき事項について諮問をいたしております。ただいま参事官が申しましたのは、この諮問案の説明にあたりまして、そういうような問題点も説明いたしまして、審議会の各員の御意見をお漏らしを願いたいということを言っておるわけであります。

○法制局長(今枝常男君) ただいま言葉が足りませんでしたかもしけれませんが、ちょっとだけ付加させていただきます。

それは、最初に申し上げましたことと同じことでございますが、先ほど森委員からお尋ねのございました点に局限してはと申しました意味は、あとほどの問題といたしまして、あらゆる時点をとらえて、安定価格が再生産確保の価格を持っていなければならぬいかどうかという点につきまして、最初に申しましたように、一時点をとらえては、必ずしもそうならない場合がありますが、それはなぜかというと、経済事情

を考慮してですから、動く経済事情を考慮するということには、そこには、ある時間的な幅を考慮することを考えているのではなかろうか、こういう意味で、常にあらゆる時点をとらえて再生産確保の価格にならなければならぬいかどうかということになりますと、最初申しましたようなふうに考えておられますと、いうことを念のためつけ加えさしていただぐわけであります。

○渡辺勘吉君 参事官の答弁で非常に混乱するのですが、あなたは審議の経過をよく読んだというけれども、少なくとも私が衆議院で、これが参考意見述べて、その後にこれが修正をして、再生産を確保するということを太い筋に、これを入れかえられるという話し合いで私は参考人の席で聞いておった経過もある。そういうことを十分知つておるならば、今の法制局长の解釈のように、すなおに解釈すればいい。大臣もすなおに解釈していい。安定価格とは、再生産を確保するということである、それでいいでしょう、参事官。

○説明員(丹羽雅次郎君) まさに四項には、安定価格は、再生産を確保することを旨とし、と書いてござりますから、そのことについてはまさにそのとおりで、一言も違つたことを申し上げておるわけではございません。

問題は、この「安定基準価格は」とあれば、一切の問題は解決するのですが、「安定価格は」と書いてございますから、先ほど森委員が言われたように、この安定価格は、たとえば豚肉について安定基準価格と読むんだということに相なりますれば、豚肉の上位價格その他をきめる基準が、この法律に

はどこにもないということになるのです、逆に。そこで、私どもの解釈といふたしましては、どうしてもこれを読む上におきまして、全体に対する価格をきめ方についての留意事項である、法律上どうしてもそう読まるを得ないのではないか。しからずんば豚と乳は違つてものを考えるんだということに相ならざるを得ないのではないか。したがつて、私どもの行政解釈いたしましては、一応の幅を考えて、この法律に違法ではない、しかし再生産を確保する方法として、先生、先ほど来ておっしゃっておりますように、生産費等を考えるという考え方を取り入れるほうがいいか悪いか、そういう問題については、十分審議会の御意見も承つておるわけでございます。以上でござります。

三条の第一号に、安定価格とは、原料乳の場合を安定基準価格——原料乳の場合には上位価格も下位価格もないわけですから、私は原料乳に限って、きょうはお質問しているわけです。したがつて、少なくとも原料乳に関する限りは安定価格は安定基準価格であり、安定基準価格は再生産を確保することを目指してきめなければならない。法制局长は、さらに生産事情、需給事情を云々されます。これはもちろん再生産を確保する要素の中に、それらを勘案して、そうして年に一回ずつ、そのようにいろいろな諸事情を考慮してきめるわけです。当然価格支持的なものにいろいろな生産費を十分考慮して、所得を諮問して、諮問の姿勢も、そういうふうな生産費を十分考慮して、所得も十分考慮して、そうしてそれを再生産を確保する価格として告示をすると、いう姿勢に、これは出て参りませんと、今のような政府が出した試算等で五十五円十四銭とか、しかもこれは工場渡しであります。集乳場渡しが四十六円十四銭です。そんなんばかりな値段で、これは役に立つ価格の支持とはいえない。これはざる法です。だから、あくまでもこれは政府の諮問する姿勢というものは、こういう場合はどうか、こういふ場合は役に立つ価格の支持とはいえない。う場合はどうかじやなくて、行政府で、これを審議をしたその内容を、十分運用に勘案して、行政的に措置をしていただくということでなければ、これららの第四項といふものも、さっぱり宙に浮いてしまう、そういうことになります。

に基づいて各項をすつと読んで、そうして国会でこれが原案から、価格調整法的な性格から、価格支持法的な性格に法律を原案を修正して、そして両院でこれを通過した、その審議の経過にかんがみて、あくまでも価格支持的なものとして安定価格を位置づける、これが、大臣が御答弁になった再生産を確保するという内容になる、こういうふうに解釈をして、これで運用していくふうに理解しているんですね。その点を重ねて大臣から承りたいと思います。

○國務大臣(重政誠之君) 渡辺さんも、そういうようであります、私も実は法律解釈は弱いのであります。であります私が今まで法律を読みいろいろ解釈を聞いておりますところによりますれば、今お話しになりましたようなことでなしに、基準価格というのは、いわば最低価格である、こういうふうに詰まざるを得ぬ。そうして安定価格というのは、やはりこの最低価格と最高位価格との間の一つの幅を安定価格と言つておる、こういうふうに思われるわけであります。

○渡辺勘吉君 どうも大臣の言つておのも、ときどき回つてくるメモに左されるせいか、はつきりしないのです。安定価格とは再生産を確保するということ、これは間違いないですね。

○國務大臣(重政誠之君) そういうことであります。

○渡辺勘吉君 そうすれば、この告示する——原料乳は、再生産を確保する価格を告示する……。

○國務大臣(重政誠之君) ——わけではないのです。

○渡辺勘吉君 わけではない——何を

するのです、どういう点をやる……。され以下には下がらないよう政府は防

止をいたしますという段段なんです。

○國務大臣(重政誠之君) 告示する価格は、原料乳の最低価格を告示する、そ

れ以下には下がらないよう政府は防

止

をいたします

ます。

○國務大臣(重政誠之君) 参事官にひ

とつ答弁して下さい。

○渡辺勘吉君 いや、これは大事な問

題ですよ。

○説明員(丹羽雅次郎君) 安定基準価格を決定するにあたりまして留意すべき事項は、どういうことであるかといふことは、ただいま大臣が審議会に御引は、どのくらいです、全国においては、大臣、どうそれを把握しておられますか。

○國務大臣(重政誠之君) これは意味をなさないと一口におっしゃいますけれども、一升五十二円が今告示になつておりますが、今お話しになりましたことを政府は防止をいたしております。それが今お話しになりましたことを政府は防止をいたしておられます。それ以上の値段で原料乳が取引をせられておるのでありますから、これは地方によつてもちろん違います。これは地方によつて生産の事情も違いますし、いろいろ違いますから、一律にはいかないだらうと思うのであります。これが地方々々のいろいろな条件によりまして、あるいは五十五円

なりあるいは五十六円、あるいは五十

三円、四円というようなところで取引になつておるのであります。でありますから、これが今、お話しの再生産を確保しておらぬというわけでは私はな

いと思うのであります。

○渡辺勘吉君 それでは、かなりこれ

は私の考え方から譲歩して、基準価格を調査するには、そういう前提を忘れて

は、これで終わります。いずれ次の

委員会等で、大臣の御出席をいた

だ失礼でありますから、きょうの質問は、これで終わりますが、

は、ここで終わります。

○渡辺勘吉君 その最低価格をさらに

止をいたします

ます。

○渡辺勘吉君 その最低価格をさら

に、行政当局としても内容

は遺憾であります。もっと国会で審議

をされた点を、行政当局としても内容

は、もう少しこれを納得ができるよう

に、酪農家ばかりではなくて、全国民

が納得できるような答弁をいただく機

会をひとつ次の委員会まで保留して、

そういう価格指示的なものを告示する

ます。

○説明員(丹羽雅次郎君) 参事官にひ

とつ答弁して下さい。

○渡辺勘吉君 いや、これは大事な問

題ですよ。

○説明員(丹羽雅次郎君) 安定基準価

格を決定するにあたりまして留意すべ

きことは、ただいま大臣が審議会に御

諮問をいたしております。で、その諮

問の過程におきまして、私どもが一つ

は、完全に意味をなさないわけです。

現実に、そうでしよう。今原料乳の取

引は、どのくらいです、全国において

は、大臣、どうそれを把握しておられ

ますか。

○國務大臣(重政誠之君) これは意味

をなさないと一口におっしゃいますけ

ども、一升五十二円が今告示になつてお

りますが、今お話しになりましたよ

うなこと、やはりこの最低価格と最

高上位価格との間の一つの幅を安定価

格と言つておる、こういうふうに思わ

れるわけであります。

○渡辺勘吉君 どうも大臣の言つてい

るのも、ときどき回つてくるメモに左

されるせいか、はつきりしないので

す。安定価格とは再生産を確保すると

いうこと、これは間違いないですね。

○國務大臣(重政誠之君) そういうこ

とであります。

○渡辺勘吉君 そうすれば、この告示

する——原料乳は、再生産を確保する

価格を告示する……。

○國務大臣(重政誠之君) ——わけでは

ないのです。

○渡辺勘吉君 わけではない——何を

いっているのです。

○渡辺勘吉君 大臣の予定された時間

も経過したようですから、これ以上、

現在の

農業を振興させるという方向で、現在の

酪農家、農業經營の実態を直視した場

合には、そんなへらへらしたケースを

出すべきじゃないと思う。非常にこれ

は、これで終わりますが、

は、これで終わります。

○國務大臣(重政誠之君) 告示する価

格は、原料乳の最低価格を告示する、そ

れ以下には下がらないよう

に、政府は防

止

をいたします

ます。

○渡辺勘吉君 その最低価格をさら

に、行政当局としても内容

は、遺憾であります。もっと国会で審議

をされた点を、行政当局としても内容

は、もう少しこれを納得ができるよう

に、酪農家ばかりではなくて、全国民

が納得できるような答弁をいただく機

会をひとつ次の委員会まで保留して、

そういう価格指示的なものを告示する

ます。

○説明員(丹羽雅次郎君) 参事官にひ

とつ答弁して下さい。

○渡辺勘吉君 いや、これは大事な問

題ですよ。

○説明員(丹羽雅次郎君) 安定基準価

格を決定するにあたりまして留意すべ

きことは、ただいま大臣が審議会に御

引は、どのくらいです、全国において

は、大臣、どうそれを把握しておられ

ますか。

○國務大臣(重政誠之君) これは意味

をなさないと一口におっしゃいますけ

ども、一升五十二円が今告示になつてお

りますが、今お話しになりましたよ

うなこと、やはりこの最低価格と最

高上位価格との間の一つの幅を安定価

格と言つておる、こういうふうに思わ

れるわけであります。

○渡辺勘吉君 どうも大臣の言つてい

るのも、ときどき回つてくるメモに左

されるせいか、はつきりしないので

す。安定価格とは再生産を

確保する

こと、これは間違いないですね。

○國務大臣(重政誠之君) そういうこ

とであります。

○渡辺勘吉君 そうすれば、この告示

する——原料乳は、再生産を確保する

価格を告示する……。

○國務大臣(重政誠之君) ——わけでは

ないのです。

○渡辺勘吉君 わけではない——何を

いっているのです。

○渡辺勘吉君 大臣の予定された時間

も経過したようですから、これ以上、

現在の

農業を振興させるという方向で、現在の

酪農家、農業經營の実態を直視した場

合には、そんなへらへらしたケースを

出すべきじゃないと思う。非常にこれ

は、これで終わりますが、

は、これで終わります。

○國務大臣(重政誠之君) 告示する価

格は、原料乳の最低価格を告示する、そ

れ以下には下がらないよう

に、政府は防

止

をいたします

ます。

○説明員(丹羽雅次郎君) 参事官にひ

とつ答弁して下さい。

○渡辺勘吉君 いや、これは大事な問

題ですよ。

○説明員(丹羽雅次郎君) 安定基準価

格を決定するにあたりまして留意すべ

きことは、ただいま大臣が審議会に御

引は、どのくらいです、全国において

は、大臣、どうそれを把握しておられ

ますか。

○國務大臣(重政誠之君) これは意味

をなさないと一口におっしゃいますけ

ども、一升五十二円が今告示になつてお

りますが、今お話しになりましたよ

うなこと、やはりこの最低価格と最

高上位価格との間の一つの幅を安定価

格と言つておる、こういうふうに思わ

れるわけであります。

○渡辺勘吉君 どうも大臣の言つてい

るのも、ときどき回つてくるメモに左

されるせいか、はつきりしないので

す。安定価格とは再生産を

確保する

こと、これは間違いないですね。

○國務大臣(重政誠之君) そういうこ

とであります。

○渡辺勘吉君 そうすれば、この告示

する——原料乳は、再生産を確保する

価格を告示する……。

○國務大臣(重政誠之君) ——わけでは

ないのです。

○渡辺勘吉君 わけではない——何を

いっているのです。

○渡辺勘吉君 大臣の予定された時間

も経過したようですから、これ以上、

現在の

農業を振興させるという方向で、現在の

酪農家、農業經營の実態を直視した場

合には、そんなへらへらしたケースを

出すべきじゃないと思う。非常にこれ

は、これで終わりますが、

は、これで終わります。

○説明員(丹羽雅次郎君) 参事官にひ

とつ答弁して下さい。

○渡辺勘吉君 いや、これは大事な問

題ですよ。

○説明員(丹羽雅次郎君) 安定基準価

格を決定するにあたりまして留意すべ

きことは、ただいま大臣が審議会に御

引は、どのくらいです、全国において

は、大臣、どうそれを把握しておられ

ますか。

○國務大臣(重政誠之君) これは意味

をなさないと一口におっしゃいますけ

ども、一升五十二円が今告示になつてお

りますが、今お話しになりましたよ

うなこと、やはりこの最低価格と最

高上位価格との間の一つの幅を安定価

格と言つておる、こういうふうに思わ

れるわけであります。

○渡辺勘吉君 どうも大臣の言つてい

るのも、ときどき回つてくるメモに左

されるせいか、はつきりしないので

す。安定価格とは再生産を

確保する

こと、これは間違いないですね。

○國務大臣(重政誠之君) そういうこ

とであります。

○渡辺勘吉君 そうすれば、この告示

する——原料乳は、再生産を確保する

価格を告示する……。

○國務大臣(重政誠之君) ——わけでは

ないのです。

○渡辺勘吉君 わけではない——何を

いっているのです。

○渡辺勘吉君 大臣の予定された時間

十二日受理

食糧管理制度撤廃反対等に関する請願

請願者

横浜市大岡町一、一六五

紹介議員 郡 祐一君  
この請願の趣旨は、第七八九号と同じである。

紹介議員

鈴木 市蔵君  
この請願の趣旨は、第七八九号と同じである。

紹介議員 郡 祐一君  
この請願の趣旨は、第六九七号と同じである。

この請願の趣旨は、第七八九号と同じである。

紹介議員

長野県南佐久郡佐久町上岡部信人外六百一

十四日受理  
この請願の趣旨は、第六九七号と同じである。  
この請願の趣旨は、第六九七号と同じである。

十二日受理

農業災害補償法の一部を改正する法律

案成立に關する請願(五通)

請願者 次城県東次城郡内原村大字内原九三二内原村農業共済組合長 外岡佐近外百十三名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第六九七号と同じである。

十二日受理

農業災害補償法の一部を改正する法律

案成立に關する請願(五通)

請願者 茨城県東次城郡大洗町磯浜町一、二七七 加藤清外二百二十二名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第六九七号と同じである。

十二日受理

農業災害補償法の一部を改正する法律

案成立に關する請願(六通)

請願者 茨城県稻敷郡江戸崎町

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第六九七号と同じである。

十二日受理

農業災害補償法の一部を改正する法律

案成立に關する請願(六通)

請願者 江戸崎町農業共済組合長 根本清蔵外九百四

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第六九七号と同じである。

十二日受理

農業災害補償法の一部を改正する法律

案成立に關する請願(六通)

請願者 茨城県稻敷郡江戸崎町

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第六九七号と同じである。

十二日受理

農業災害補償法の一部を改正する法律

案成立に關する請願(六通)

請願者 茨城県稻敷郡江戸崎町

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第六九七号と同じである。

十二日受理

農業災害補償法の一部を改正する法律

案成立に關する請願

請願者 茨城県稻敷郡江戸崎町

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第六九七号と同じである。

十二日受理

農業災害補償法の一部を改正する法律

案成立に關する請願

請願者 茨城県稻敷郡江戸崎町

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第六九七号と同じである。

昭和三十八年四月二日印刷

昭和三十八年四月三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局